

クルーバー・シーウィチャイの第2回バンコク軟禁 (1935年11月-36年5月)の背景, 過程及び結末: 中央サンガ・エリートによる シーウィチャイ派弾圧処分の徹底

村嶋英治[†]

Background, Process and End of Khruba Srivichai's Second House
Arrest in Bangkok (November 1935–May 1936):
Thoroughness of the Central Sangha Elite's Repressive Disposition
of the Srivichai Sect

Eiji Murashima

This article attempts to provide as much detail as possible about the background, process, and end of Khruba Srivichai's second house arrest in Bangkok (November 1935–May 1936), while clearly indicating the sources of the documents. Most of the articles related to Srivichai in *The Srikrung Daily News* and *Krungdeb Varasab Daily News*, two Thai-language daily newspapers, used in this study have not been cited in existing studies.

For more than six months, from early November 1935 to mid-May 1936, Khruba Srivichai was recalled to Bangkok, far from Chiang Mai, and placed under house arrest at Wat Benchamabophit by the existing Sangha. During this period, in Northern Thailand (Phayap Region), where Srivichai was no longer in existence, the existing Sangha thoroughly suppressed Srivichai sect's temples and ordained monks who had broken away from the existing Sangha and tried to follow the "ancient customs" with Srivichai as the head of the sect. The existing Sangha also forced Srivichai in Bangkok to sign a written pledge to abide by the Sangha's Governing Law and the Sangha's rules and regulations.

As a result, the Srivichai sect temples in Northern Thailand (937 Buddhist temples existed in Chiang Mai Province in 1935, of which about 90 temples belonged to the Srivichai sect) and their monks were extinguished, and Srivichai was completely bound hand and foot, making it impossible for him to act independently of the existing Sangha after that.

Srivichai and his disciples belonged to the existing Sangha until 1934. It was around April 1935, when the Doi Suthep mountain road, which Srivichai had proposed to construct, was nearing completion, that Srivichai sect became clearly independent from the existing Sangha. The enthusiastic devotion to Srivichai shown by many people in Northern Thailand during the construction of this road must have given the Srivichai sect a great deal of confidence in their ability to break away from the Sangha and become independent.

After the 1932 Constitutional Revolution, the People's Party, which came to power in 1932, made the spread of primary education one of its major policies and opened private primary schools (Prachaban schools) throughout the country to provide uniform education in standard Thai language. Standard Thai

[†] 早稲田大学名誉教授, Professor Emeritus, Waseda University

texts were also used in the education of monks, novices and others by the Sangha. This was a cultural invasion and forced Thaification of Northern Thailand, which had its own Lanna Thai script and language by Bangkok. This was unacceptable to the Srivichai people, who valued the “ancient customs” of the Lanna Thai.

The suppression of the Srivichai sect was carried out in cold blood by the existing Sangha’s bureaucratic elite, most notably Somdet Phra Phutthakhosachan (Charoen Yanawaro, 1872–1951), head of the Supreme Sangha Council, and Phrathamkosachan (Plot Kittisophonano 1889–1962, the Supreme Patriarch of Thailand from 1960 to 1962), a member of the Supreme Sangha Council and head of the Phayap Regional Sangha. On the other hand, the secular government cooperated to some extent with the Sangha elite’s suppression of the Srivichai sect, but not as forcefully as the Sangha. The Sangha belonged to the Ministry of Education, which could consult with and advise the Sangha but did not have the final authority to command and control it.

Whether the Sangha or the secular authorities, the basis for their suppression of the Srivichai sect is probably the traditional principle that, while freedom of religion is allowed in Thailand, Buddhism, in particular, must be the State Religion with the King as its patron, and therefore the Sangha must be a single entity.

The second half period of Srivichai’s house arrest in Bangkok (from mid-February to May 1936) could not be clarified in detail due to the lack of data. If the Sangha’s internal documents were preserved and made available to the public, the latter half of Srivichai’s six months of house arrest will be revealed.

はじめに

筆者は「北タイのカリスマ僧，クルーバー・シーウィチャイの1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって」（『アジア太平洋討究』42号，2021年10月）と題した小論において，既存研究，とりわけ Katherine A. Bowie 教授の所説への疑問を提起した上，クルーバー・シーウィチャイ（以下引用文中を除きシーウィチャイと略す）が1935年まで修復再建造事業で多大の成果を上げることができたのは，1920年のバンコク召喚時にタイサンガ総管長ワチラヤーナワローロット親王から公平寛大な取り扱いを受けたことも一因ではないかと指摘した。

同稿の内容は，2022年10月12日午後に，タイ国ピサヌロークにある国立大学，ナレースワン（Naresuan）大学 Social Science 学部のセミナー（タイ語）で報告した。この報告会には上述の Bowie 教授も Zoom で参加した。報告会の録画は，ナレースワン大学 Social Science 学部の facebook 動画（<https://web.facebook.com/socialscinu/videos>）で見ることができる¹。また，筆者の報告要旨は Research Map の筆者のマイポータル中の MISC から download することができる。

Bowie 論文の主旨は，北タイへの徴兵令の施行（1914年4月1日施行）によって徴兵逃れのためにシーウィチャイの寺で出家する者が出たので，官憲とシーウィチャイの間で初めて対立が生まれた。従って両者の対立の起点は，北タイでの徴兵令が施行された後の1915年頃である。六世王の「即位記念日」にシーウィチャイのバーンバーン（Ban Pang）寺で官憲の指示にも拘らず祝賀の装飾をせず太鼓銅鑼も鳴らさなかったのは，1918年か1919年の出来事である。両者の対立は1908–1911年という早い時期に始まったと言うタイ人研究者の説は疑問である，というものである。

筆者は，タイサンガ総管長ワチラヤーナワローロットの命令で中央サンガの高位の僧侶3名が1920年半ばにシーウィチャイ事件を調査して作成した報告書（1920年8月号の『サンガ公報』8巻

¹ この報告会は，ナレースワン大学社会科学部の学部長 Dr.Napisa Waitoolkiat 助教授，Dr.Katsuyuki Takahashi（高橋勝幸）助教授の尽力により企画された。報告会では，シーウィチャイ研究の業績がある，Dr. Chaipong Samnieng 講師が司会を担当した。

5号に掲載)を基として、Bowie教授の上記所説を批判した。まず、彼女は1918年か1919年の六世王の「即位記念日」にシーウィチャイが官憲の指示に従わなかったというが、これは彼女が六世王の「即位式」を「即位記念日」と誤解したものであり、シーウチャイが官憲の指示に従わなかったのは、1910年11月11日と1911年12月2日に六世王が2回挙行した「即位式」の日の出来事である。従って即位式の時点(遅くとも2回目の即位式である1911年12月)で、シーウィチャイと官憲の対立は明白に生じているので、徴兵逃れの出家者の出現を契機に1915年頃初めて両者の対立が生じたと言うBowie教授の説は誤っている。更に、北タイでの徴兵令施行が官憲とシーウィチャイの対立の始まりという同教授の説は、次の理由で説得力を欠いている。即ち、第1に、同教授はシーウィチャイが徴兵逃れの若者を出家させたという具体的事例を一つも挙げていないこと。第2に、上記1920年の中央サンガの報告書では、ラムプーン県サンガ長が、シーウィチャイの罪として挙げた8項目を明記しているが、この8項目中には徴兵逃れの出家どころか、徴兵自体に言及したものさえないこと。以上から徴兵令施行がシーウィチャイと地方サンガ・官憲との対立の始まりという同教授の所説は、根拠のないものであることが判る。

筆者の指摘や批判に対して、Bowie教授は自分の論文の情報源は500人近い北タイの住民からの聞き取りの結果であると述べた。同教授は、『サンガ公報』の記録を基にした筆者の批判を受け入れることはなく、自著論文の所説は、多人数の住民への聞き取り調査に基づいたものであることを強調したのである(上述のfacebook動画参照)。

Bowie教授の資料は、文化人類学的な聞き取り資料を主としそれに僅かに英字新聞(週刊要約版)一紙の記事を加えたものである。聞き取りに頼ったオーラルヒストリー的調査方法プラス自身の推理というBowie教授の研究方法では、100年以上も前の歴史的史実を確定することは不可能なことは衆目の一致するところであろう。同時代の文献資料が皆無で、オーラルヒストリー的調査方法に依らざるを得ない場合ならまだしも、シーウィチャイについては同時代の文献である『サンガ公報』8巻5号(1920年8月号)に関係記事が存在し、同『サンガ公報』掲載記事は、その後出所記載のないまま何回となく他の出版物に転載されている。チェンマイでこれらの文献に接することは、容易なことでははずだが、Bowie教授は、これらの同時代の文献を全く無視している。同教授の研究が史実に接近することを目的としているのであれば、彼女の調査方法では不十分であることは明白であろう。

2022年10月12日の報告会における筆者とBowie教授の議論は、上記のような次第で平行線をたどった。但し、ズームには有力なタイ人研究者たちの参加もあったので、筆者の議論をタイ人研究者に広く知らせることはできたものと思う。

さて、シーウィチャイの1920年のバンコク召喚の背景と過程を扱った前回の論文に続いて、本稿では主に最近収集した資料によって、シーウィチャイの2回目のバンコク召喚軟禁の背景、過程、結末をできるだけ詳細に明らかにしたい。

シーウィチャイ一行は、1935年11月1日にチェンマイ県知事が付添ってチェンマイを発ってバンコクに向かい、6ヵ月余バンコクに留まった後1936年5月14日に内務省次官補ルアン・チャウエーンサクソクラームの付添いで郷里のラムプーン県に帰着した。1920年5-7月の第1回バンコク軟禁が2ヵ月足らずであったのに比して、2回目のバンコク軟禁は、6ヵ月余に及んだ。シーウィチャイをチェンマイ県から引き離れた後、既存サンガはサンガ防衛のために、世俗行政府の協力を得てシー

ウィチャイ派僧侶に対する弾圧を実行し、一方、バンコクでは誓約書への署名をためらうシーウィチャイに対して強引に署名を求めた。

クルーバー・シーウィチャイ（1878-1939）の事績に関する最新かつ最も広汎な研究は、2018年6月にラムプーン県人会（バンコク）が3巻本で刊行した『クルーバーチャオ・シーウィチャイ』（Sammakhom Chao Lamphun (Krungthep Mahanakhon), *Khruba Chao Srivichai*, June 2018, ISBN: 978-616-93082-0-1）である。同書第1巻の145-165頁が、本稿が扱うシーウィチャイの1935年の第2回目のバンコク召喚軟禁について書いている。但し、同書の上記部分の問題は、既存サンガより3度も強制還俗を命じられたシーウィチャイの高弟ナンピー（アピチャイ）に関する情報を除けば、利用資料が殆どタイ国立公文書館（以下NATと略す）So.Ro.0201.10/61 文献ファイルだけに限られていることである。しかも、文中にこの文献名、即ち出所を明示していないだけでなく、この文献の内容を誤解している箇所（本稿脚注16, 17参照）がある。同書は、同時代の新聞雑誌等の調査・利用も十分とは言えないので、未だシーウィチャイ研究の決定版からはほど遠い。

本稿で用いる資料は、タイ国立公文書館保存資料、タイサンガの月刊誌『サンガ公報（*Thalaengkan Khana Song*）』、『タイ官報』などの一次資料及び比較的入手が困難な同時代の複数のタイ語日刊新聞記事である。これらの資料を読み込むことにより、シーウィチャイの第2回目のバンコク召喚軟禁に関する部分に関しては、本稿は上述のラムプーン県人会出版本の記述よりは、正確且つ体系的・分析的な説明ができたのではないかと自負している。

I. アユタヤ遺跡、プラモンコンピット大仏殿の修復再建計画とシーウィチャイ（1933-34年）

『タイ官報』50巻1267-1270頁（1933年8月6日号）に、1933年7月1日付で文部省の次の公告が掲載されている。即ち、チェンマイ県ワット・プラシンのプラ・シーウィチャイが比丘沙弥善男善女とともに仏暦2473年から2475年（1930年4月-1933年3月）の3か年間にパーヤップ州内で修復再建建造した恒久建造物一覧（パーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンの文部省宛報告）を公告したものである。公告の最後は、国王にも報告し、国王はその功德を慶した、と締めくくられている。

上記恒久建造物一覧は県別に分けて修復再建建造した物件を一つ一つ明示し、それぞれに要した費用が記されている。恒久建造物の種類は、仏塔、仏塔の周りの回廊、仏堂、布薩堂、僧房、寺院に至る階段、寺院周辺の整備である。筆者が、各県ごとに件数、支出した費用を集計したところ、チェンマイ県10件12万671ルピー87サタン（大口はワット・スワンドークの仏塔・仏堂の修復再建建造で8万9194ルピー20サタン）、ラムプーン県4件2万723ルピー55サタン、ラムパーン県4件362ルピー52サタン、チェンラーイ県6件9354ルピー92サタン、メーホーンソーン県3件1万4585ルピー4サタンであり、総計は北タイ5県で27件16万5697ルピー90サタンとなった²。

これらの数字からシーウィチャイが北タイで行った寺院の修復再建建造工事の規模が判るだけでな

² 1930年代前半までの北タイは、バンコクよりもビルマとの経済的結び付きが強く、パーツではなくルピーが広く使用されていた。*Statistical Year Book of Kingdom of Siam B. E. 2476-2477 (1933-1935) Vol. 18*, Department of Secretary General of Council, pp. 358-359によれば、1922年から1935年の間は、100パーツに対しインド・ルピーは120から130の間で変動している。従って1ルピーは大体0.8パーツ前後であり、16万5697ルピーは、大体13万3000パーツとなる。

く、これらの成果の明細が既存サンガ組織に報告され、既存サンガから文部省宗務局に報告されていたことも判る。上記文部省公告の存在は、シーウィチャイは1933年半ば時点では、既存サンガの下で活動していたことを示している。また、作成された資料から見て、シーウィチャイは、計数に明るく、標準タイ語を使いこなすことができる従僧や在家者の有識者から成る側近団を擁していたものと思われる。

1933年から1934年半ばにかけて、アユタヤの旧王宮跡に屋根が消失したまま野晒しになっているプラモンコンボピット大仏のために屋根を葺くことを思い立つ者が出てきた。彼等はその実現のために、シーウィチャイの力に頼ろうとした。

中部タイ各地で県知事を歴任したプラーヤ・サムランナルパキットをはじめ地元アユタヤの村長らが、7名の連名で、1933年8月8日付で七世王に次の内容の請願状を提出した。即ち、3-4年前からアマレートソムバット夫人が自費に加えて募金（七世王も1000バーツ寄付）を集めて、プラモンコンボピット大仏の土台を整え、参詣者のために道路、飲料水用の池、休憩所を整備した。同夫人が請願者たちに話したところによると、多額の自費と募金は使い切ってしまったが、更に大仏を覆う屋根を葺きたいと努力していたところ、

チェンマイにプラ・シーウィチャイ師と言う僧侶がおられるが、大衆は、師は神通力を有し奇跡をあらわすことができると信じて崇拜しており、大衆の信仰心によって、多数の寺院が修復再建されたという噂を、たまたま耳にした。そこでこの噂を確かめるためにわざわざチェンマイに出向いて調べたところ、事実であることが判ったので、直接プラ・シーウィチャイ師を訪ね、プラモンコンボピット大仏の屋根葺に助力を求めた。師は心から求めに応じ、国、王立学士院、サンガの三者からの許可があるならば直ちに修復再建に出向くと返事された。現在、国の許可は得られたが、王立学士院院長のグロムムーン・ピタヤーロンコーン親王は遺跡であることを理由に許可を与えない。野晒しのままで放置すれば、朽ち果てるだけである。仏教とアユタヤ県の重要霊場の一つであることをご考慮頂き、プラ・シーウィチャイ師が、我々の意図している修復再建ができるように国王のご許可をお願い申し上げる（NAT So.Ro.0201.10/28, p. 5）。

国王への上記請願状に対して役所が動き出したのは、5ヵ月後の1934年1月になってからである。遅くなった原因として考えられるのは、1933年10月のポーウォラデート反乱時に国王はソクラーに逃れてバンコクには不在であったことである。国王秘書官は、1934年1月4日付で、パホン首相に宛て請願状を回送し、内閣による検討を求めた。しかし、ルアン・タムロンナーワーサワット（以下、タムロン）内閣書記官長は、閣議で検討するまでもない容易なことであると考えて、同年1月22日付で、文部大臣（副文部大臣が代行）、内務大臣、王立学士院長の三者に文書を送り三者で協議して進めるように求めた。内閣書記官長の三者宛文書の主旨は、国王への請願者たちは、シーウィチャイ師による大仏殿の修復再建に許可が出されることを求めているというもので、請願書の写しが添えられていた。

しかし、事は内閣書記官長が考えたほどには簡単に動かなかった。

上司の副文部大臣から内務省と協議するように命じられたルアン・ウィットワータカーン文部省芸術局長心得は、1934年3月20日に内務省のルアン・アタキット大臣秘書官に宛てた文書で、王立

学士院長ゴロマムーン・ピタヤーロンコーン親王と同意見であることを表明し、次のように述べた。即ち、民族の考古学的文化財の保護は慎重でなければならない。往時の屋根の形状が判明する資料は全く残っていないから、元通りに修復再建することはできない。新しく屋根を葺けば、却って文化財を台無しにすることになる。雨ざらしでも400年以上存続している日本の鎌倉大仏のように野外に残すべきである。但し、大仏殿の修復は歓迎すべきことである。「プラ・シーウィチャイ師 (พระศรีวิชัย) をお願いして来てもらい着手すれば、私は成功の可能性が高いと思う。師の募金力は最高である。師は北タイで募金により何ヵ所もの修復再建に成功した実績がある。但し、私が心配していることは、シーウィチャイ師は自分の思い通りにすることを好まれることである。師が北タイで修復再建されたものには、遺跡を損なったものもある。チェンラーイのプム洞窟のように、洞窟の前にサーラーを建造して美観を大きく損なったものもある。同じ様なことが今回の修復で生じないように、芸術局の技師を使って実施するのなら私は賛成である」(NAT So.Ro.0201.10/28, pp. 13-14)。

ルアン・アタキット内務大臣秘書官も、ルアン・ウィチットワータカーン案に賛成したので、1934年5月15日付で、プラ・サラサートポラパン文部大臣はパホン首相に宛て、王立学士院長の旧来案である、大仏には屋根を葺かず露天のままにするが必要な修復を実施すべきであるという案に、もし請願者たちが賛成するならば詳細を提示すると上申した。1934年6月12日の閣議は、文部大臣の案を承認した。野晒しの大仏に屋根を葺きたいという請願者たちの希望は拒まれたのである。

請願状は国王に対して提出されたものであるから、1934年6月16日にパホン首相から国王秘書官に閣議決定事項が報告された。当時七世王は外遊中で摂政が置かれていた。摂政のナリサ親王はタイの美術芸術に通じた王族として知られていたが、7月6日付けで国王秘書官から首相に宛てた文書の中で、ナリサ親王はプラモンコンポピット大仏には壁や柱が残っており、屋根の原形が判らないことはないので屋根を葺くべきであると考え、と閣議決定事項に反論したのち、但し、「シーウィチャイ師を招いて屋根を葺くべきだと言う意味ではない。神通力を有する僧侶は、自分のやりたいようにしがちで、考古学的なことは考えないことは私も知っている。芸術局が直接担当すべきである」(同上 pp. 33-34) と述べている。

大仏殿の修復再建についてはその後も紆余曲折があるが、この件でシーウィチャイの名が出てくるのは、1934年半ばまでである。

上記から、1934年半ば時点では、シーウィチャイの北タイでの偉業はバンコクのエリートにもよく知られていたこと、靈験を現すことができる「神通力」をもつシーウィチャイのような僧侶にありがちな独断性は批判されているが、シーウィチャイとサンガとの間に問題が生じていると述べたものはないことが判る。

II. ドーイステープ山頂までの自動車道路建設

ドーイステープ山頂への道路建設のきっかけを作ったのは、チェンマイ県選出初代代議士2名中の一人であるルアン・シープラカート (1885-1969) である。ルアン・シープラカート (以下、引用文中を除きシープラカートと略す) は1933年11月-1937年11月の間はチェンマイ県選出代議士、1940-44年はチェンマイ市長であった、チェンマイの有力者の一人である。

彼がドーイステープ山頂に電灯をとすために電線を引く計画をシーウィチャイに相談したこと

が、道路建設の発端となった。相談後、時間を置いて、シーウィチャイの反応を聞くために再訪すると、シーウィチャイは祈願したところ吉兆を得たので、自動車道を建設した方がよい。成功は間違いないから、と逆提案してきた。シープラカートはチェンマイ最後の領主ケーウナワラット侯やクルーバー・タームに相談して賛同を得た（ワット・プラタートドーイステープ刊『ランナータイの有徳者、クルーバー・シーウィチャイの略歴と業績』（タイ語）、第5刷、1995年、41-43頁）。

1934年1月30日にシープラカート代議士はタムロン内閣書記官長を役所に訪問した。しかし、会うことができなかったので、次の内容の書き置きを残した。即ち、有名なプラ・シーウィチャイ師の用事で訪問した。師はドーイステープの仏舍利塔まで自動車で上がることができる道路の建設を計画し、完成後は政府に寄贈するつもりである。現在、道路建設の場所を定めるために専門家を必要としており、この件でパホン首相と面談したい、と。タムロン内閣書記官長は、シープラカートの陳情に直ちに応じて、2月2日の閣議で、内務省に道路建設の専門家を派遣させることを決定し、2月6日付でシープラカートに通知した。内務省が派遣した土木局道路課技師は、全長11.7キロメートル標高差670.56メートルの道路工事予定図（図1）及び10万9314.90パーツ（但し、「もし、プラ・シーウィチャイ師が自ら事に当たれば大幅に安くなる。師は、北タイ人民から極めて篤く信仰されているから」という付記あり）の経費見積を作成し、これらの資料は1934年9月20日付で内務大臣から内閣に提出された。同年10月19日の閣議に本資料が提出され、閣議は、シーウィチャイの意図に沿った道路を建設するために内務省に専門家を派遣させることを決めた（NAT (2) SoRo.0201.66.5.2/46）。

上記1934年10月19日の閣議議事録にも、シーウィチャイに対する人民の信仰が篤いことが説明されているだけで、シーウィチャイに対する批判は見られない。

ドーイステープへの車道建設は、1934年11月9日午前10時に、最後のチェンマイ領主チャオ・ケーウナワラット（以下チェンマイ侯）のファイケーウでの鍬入式で始まった。クルーバー・タームとシープラカートは、起工式の仏事にチェンマイ県サンガの幹部僧も招くようにシーウィチャイに勧めた。彼らが勧めた理由は、県サンガとシーウィチャイとの間の確執を修復するための良い機会であると考えたからであったが、シーウィチャイは受け容れず自派の僧侶だけで仏事を実施した。乾期の農閑期に実施された道路工事には、カレン族を含む多数の人民が労働奉仕した。シーウチャイは建設中の道路に面したシーソーダー寺に建設工事本部を置いて、ここから必要な人員・物資を供給して参加者を鼓舞した。一方、クルーバー・タームは建設現場の最前線での整地を指揮した。1935年4月30日に開通式が挙行された。建設工事日数は5ヵ月と22日であった。開通式の日には、シーウィチャイは自動車に乗車して麓から山頂まで登った（前掲ワット・プラタートドーイステープ刊書籍、28, 34, 35, 43, 44頁）。

タイ語日刊紙『クルンテープ・ワーラサップ（Krungdeb Varasab Daily News）』1935年1月23日号6面は「ドーイステープ山頂への道路建設：プラ・シーウィチャイを長として着手、1万人もの人民が熱心に協力」という見出しのチェンマイ通信員の次の記事を掲載した。

11月9日に着工したが、工事を目にした者は称賛せずにはいられない。指導者が、人民に敬愛され崇拝されているプラ・シーウチャイであるからだ。工事に参加している人員は、老若男女を

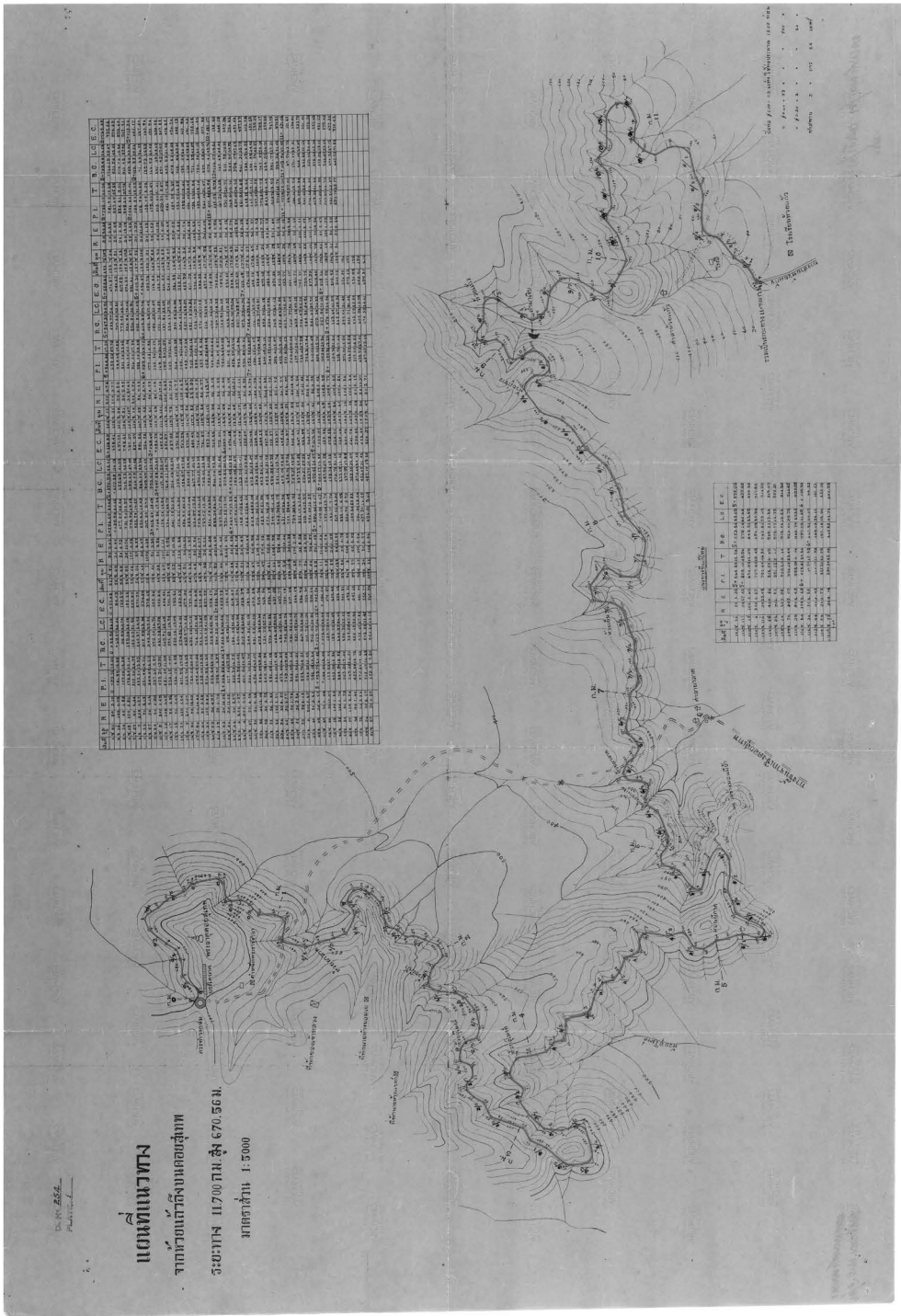


图1 タイ内務省土木局道路課技師作成「ドーイステーブ自動車道路工事予定図」(出所: NAT Pho. Cho (2) So. Ro. 0201/99)

問わず、比丘沙弥チー〔女性修行者〕をも含み無慮1万人、銘々が数日分の食糧を持って工事現場に行き、夜は大きな葉で屋根を葺いた小屋の地面の上に寝て寒さに耐えている。このような小屋が道沿いに長々と連なっている。食糧がなくなると下山して再び食糧を携えて入山する。これはチェンマイの人々のプラ・シーウィチャイへの深い信心を示している。この外にも官休日には軍人、警察官、男女学生、文官、更には中国人、印度人及び西洋人の外国人たちも自ら工事を手伝っている。自分自身は参加できない金持ちたちは、米などの物資を寄進し、時間があれば土運びを手伝い日暮れに帰宅している。処々の寺々や人民からのプラ・シーウィチャイへの寄進物は、食糧の外は工事用の道具である。午前11時にはシーウチャイが泊まっている仮寺院の庭は、寄進物を持ってきた人で溢れかえる。仮寺院の周辺は小さな市場と信者の宿泊所がごちゃごちゃと入り混じっている。カレン人の一団も工事に来会しつつあるとのことである。稲の収穫が終われば様々な郡からカレン人が工事に参加するということだ。この工事は、最短であれば約一年で完工するだろう。

ところが、着工から半年も経ていない1935年4月30日に開通式が行われた。但し、自動車が通行できたのは乾期の間だけで1935年の雨期の始まりには2-3日間大雨が降って川水は激流となって造成した道路を何ヵ所かで寸断した（『クルンテープ・ワーラサップ』紙1935年8月15日）。

雨期には橋を未だ架けていない川は渡ることができなくなった。中でもファイケーウ川は川幅が広く架橋工事費見積額は6,000パーツと高額すぎて、寄進者を見つけることはできなかった。そこでシープラカートとチェンマイ侯は、国王に下賜を請願することにした。1935年7月18日付でチェンマイ侯は、新国王である八世王の摂政団長に請願書を提出した。その中で、ドーイステープは、仏日には参詣者が500人から1,000人に達することもあり、暑季には内外人の避暑地となり、病人の保養地でもあると述べて、道路の需要が高いことを説明し、シーウィチャイが長となって人民に道路工事参加を呼びかけた結果、5ヵ月余で11.7キロの道が開通したが、雨期になると自動車は橋のない川を渡れなくなった。特にファイケーウ川には25メートルの大きな橋を架ける必要があり、技師の見積では6,000パーツを要する。国王がこの費用を下賜されれば、その慈善は国王の名誉となるだけでなく、北タイ人民をして国王を称賛させ、彼らに国王の徳を長らく記憶させることになるだろう、と述べた。

この請願に対し、摂政団長の命により国王秘書官が1935年7月25日に6,000パーツの見積が妥当か否かを内務省土木局に問い合わせるように内閣に依頼した。国王への請願書提出から1ヵ月以上を経た8月29日付で、国王秘書官は内閣書記官長にチェンマイ代議士〔シープラカート〕が請願の結果を聞きに来たが、内務省土木部の検討結果は如何と問い合わせた。これを受けて、内閣書記官長から内務大臣に問い合わせたところ、1935年9月9日付で内務大臣は内閣書記官長に、ファイケーウは谷が深く幅も広いので6,000パーツ以下では建設不可能であるという土木局の見解を通知した。9月10日付で内閣書記官長は、国王秘書官にこの見解を伝えた（NAT (2)SoRo.0201.66.5.2/46）。

これで、チェンマイ侯の請願通り国王から6,000パーツが下賜されるかに思われたが、シーウィチャイの次の書状が支障を引き起こした。

国王秘書官は、チェンマイ侯宛に9月16日付で次の書簡を送り、その中でシーウィチャイから書

状（9月5日付）が届いたことを通知した。即ち、「摂政団が本件下賜金の是非を丁度協議しているその時に、プラ・シーウィチャイから、ドーイステープ仏塔参拝道路建設を長として進めてきたが、今後は国家に任せるので引き継いで欲しい、自分はこの道路工事から手を引く、という書状³が届いた。摂政団は、政府が道路建設を引き継ぐかどうか、誰が次の責任者となるのか不明なので、本件下賜金の検討は停止した」（同上 NAT 文書）。

9月16日付の国王秘書官の書簡を読んだチェンマイ侯は、9月30日付で摂政団長アーティット親王に宛て書簡を發し、その中で、シーウィチャイが書状（9月5日付）を摂政団に送付した理由を次のように説明した。即ち、

チェンマイ県の62寺院の住職たちが既存サンガの管理監督から離脱するという文書を提出してプラ・シーウィチャイの管理監督下に移った。これらの住職たちはサンガに対して比丘沙弥門弟の年次及び年央のリストを提出せず、[公定の] 仏法・戒律の学習及び[標準] タイ語の学習を廃止して、既存サンガの管理監督に楯突いている。県サンガが、離脱した住職を呼び出して尋問したところ、住職たちは口を揃えてプラ・シーウィチャイから命じられたとか、プラ・シーウィチャイの教義に従っていると、言っテプラ・シーウィチャイに責任を転嫁した。そこで県サンガはプラ・シーウィチャイを呼び出して尋問した。このことに立腹して、プラ・シーウィチャイは摂政に書状を出したのである。同様の書状をプラ・シーウィチャイは私や県知事[プラヤー・アヌバーンパーヤップキット]、代議士[ルアン・シープラカート]にも送ってきた。その後、プラ・シーウィチャイはいくらか機嫌を直し、ドーイステープ道路建設を心残りに思っている。プラ・シーウィチャイは手掛けたことは最後までやり遂げる性格であるから、道路建設を放棄してしまうことはないだろう。それにプラ・シーウィチャイは道路に沿って寺院を3カ所も建造して、それぞれ自分の弟子達を止住させている。もし道路建設を放棄すれば、プラ・シーウィチャイが心血を注いでいる、これらの寺院も廃寺となるのであるから、プラ・シーウィチャイは道路建設を放棄することはないと考える。放棄するという書状を出したのは、未だ怒りが収まっていなかっただけのことに過ぎない（NAT(2)So.Ro.0201.66.5.2/46 p. 42）。

更に上述の1935年9月30日付摂政団長宛書簡で、チェンマイ侯は、チェンマイ県知事及び代議士と相談の結果、たとえプラ・シーウィチャイが道路建設との関わりを本当に断った場合でも協力して完成させることを合意したことを述べて、残る工事は僅かであり、雨期が原因で未だ土管を埋められないところや着工できない橋があるが、それぞれ寄進者が決まっている。但し、ファイケーウの架橋だけは距離が長く高額になるので経費を寄進する者がいない。是非国王に架橋経費を下賜して頂きたい。もし下賜して頂けるようならチェンマイ代議士のシープラカートに渡して頂きたい、と述べた。

国王秘書官は10月5日付で内閣書記官長に宛てた文書で、上述の9月30日付チェンマイ侯の摂政団長宛書簡を読んだ摂政団の反応を次のように伝達した。即ち、シーウィチャイは道路建設から離

³ 書状の写しは、NAT So.Ro.0201.10/61の11頁に保存されている。書状の日付は1935年9月5日。書状の内容については後述する。

脱するという書状を送ってきた。シーウィチャイが復歸するだろうというのは、チェンマイ侯の見込みに過ぎない。今は後継責任者が見えないので困惑している。首相に上げて道路建設の後継責任者を明示して欲しい、と。

上述国王秘書官の依頼に対し、内閣書記官長は10月10日付で内務大臣に文書を発して、摂政団に答えるために、チェンマイ知事から回答を得るように求めた。

11月10日にシープラカート議員は国王秘書官に6,000パーツの下賜の件を進めるように陳情すると同時に、摂政団長アーティット親王が私的に1,200パーツを寄進した橋及びチェンマイ侯が寄進した橋を先に着工して、今乾期中に自動車で上れるようにしたいと述べた。更に今日（1935年11月10日）面会したバンコク軟禁中のシーウチャイが話したことを次のように伝えた。即ち、もし政府が許可するなら道路建設に復歸したい、道路の途中に寺院を建設した訳は恒久的な道路に仕上げるためであるから、と。

1935年11月16日付で内閣書記官長は、内務大臣に上記10月10日付文書への返答を催促した。更に催促を繰り返した結果、翌1936年2月5日付で内務省次官は内閣書記官長に、チェンマイ県行政部からドーイステープ道路建設を引き継ぐという回答があったことを通知した。この回答を知らされた摂政団は6,000パーツの下賜を決定し、シープラカート代議士に手交した（NAT (2) SoRo.0201.66.5.2/46）。

ドーイステープ自動車道路建設は、1933年末か1934年初頭に、初代チェンマイ県代議士として1933年11月に選出されたばかりのシープラカートがクルーパー・シーウィチャイに山麓から頂上のドーイステープ仏塔まで電線を引くことを相談したことが契機となって、シーウィチャイの方から発意した。道路建設は、シーウィチャイをリーダーとし、シープラカート、チェンマイ侯（チャオ・ケーウナワラット）、クルーパー・タムなどが参加して進められた。まず内務省土木局に依頼して建設予定地を選定したのち、乾期の始まりの時期である1934年11月9日にチェンマイ侯の鋤入式で着工し、翌1935年4月30日に開通式を行った。しかし、雨期に入ると橋がない川は渡ることができない。高額経費を要するファイケーウ川の架橋を除き、他の小さな川の架橋には寄進者が決まったので、1935年7月18日にチェンマイ侯は八世王の摂政団に対してファイケーウ川架橋のために6,000パーツの下賜金を求めた。自動車道路建設は最終完成に向けて順調であったようであるが、1935年9月5日にシーウチャイが、道路建設の責任者を降りるといふ怒りの書状を関係機関や関係者に発したため、一頓挫を来した。シーウィチャイの立腹の理由については、チェンマイ侯が上述の1935年9月30日付の摂政団長宛の書簡で推測している。

III. シーウチャイ派僧団の独立サンガ形成の背景

チェンマイ県サンガとシーウチャイとの間には1934年11月9日のドーイステープ自動車道建設の起工式の時点でも確執が存在したので、シーウィチャイが県サンガ幹部僧を起工式の仏事に招くことに反対したことは前述した。両者間の亀裂は、ドーイステープ自動車道路の建設という難事業が多数の人民の参加により達成に近づいたことで、顕著に拡大したようである。

シーウィチャイ派僧侶が既存サンガからの離脱、独立サンガ形成への指向を明白に現したのは、道路が完成に近づいた1935年4月頃である。短期間での自動車道路竣工という偉業が達成できたの

は、北タイ人民多数からの労働奉仕と資金資材寄進とがあったからである。シーウィチャイを信奉する僧侶たちはシーウィチャイに対する多数の人民の篤い信仰心とシーウィチャイの信者動員力を目の当たりにして、自派の支持基盤の強固さに大きな自信を得たに違いない。そして、その自信が独立志向を昂進させた可能性が高い。

独立志向が具体化したのは道路完成が間近になった時期であると筆者が考える根拠として、次のような点を指摘することができる。

- (1) シーウィチャイを弾圧した中心人物であるパーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンは、後述するように1935年6月28日付で文部省宗務局長(プラ・ラーチャタムニテート⁴)宛に出した文書の中で、シーウチャイ派がチェンマイのワット・プラシンで出家させた人数の計算を、タイ旧暦の仏暦2478年6月白月(1935年4月14日-28日)を起点としている。これからパーヤップ州サンガ長は、シーウィチャイ派の既存サンガからの明白な離脱の時期を、1935年4月後半と見ていることが判る。
- (2) 1934年11月9日のドーイステープ自動車道着工以前には、行政側がシーウィチャイを批判した事例は見当たらない。却って、前述のように1934年前半には、アユタヤのプラモンコンボピット大仏殿の修復再建計画においてシーウィチャイの役割を期待しているし、1934年10月19日の閣議の議事録には、シーウィチャイに対する人民の信仰が篤いことが記載されているだけで、シーウィチャイに対する批判は見られない。
- (3) パーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンは、仏暦2477年(1934年)4月22日にチェンマイで举行されたチャオダーラーラサミー(五世王の側室の一人)の火葬式の仏事に参列のために、チェンマイを訪問し、帰路5月3日にピサヌロークに立ち寄った(タイ語日刊紙『シークルン(The Srikrung Daily News)』1934年5月17日号3面)。仏暦2477年のチェンマイ訪問では、プラタムコーサーチャーンはシーウィチャイにも面会している。彼は、1935年8月1日付で文部省宗務局長に宛てた文書の中で「仏暦2477年にプラ・シーウィチャイは拙僧の質問に答えたなかで、サンガを統治したいなどという野心は全くなく、ただ建設工事で徳を積むことに専心して涅槃に達したいと願っていると語った」(NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 20-21)と書いている。この文書で、プラタムコーサーチャーンはシーウィチャイの独立サンガを弾圧するためには、シーウィチャイがチェンマイに居てはやりにくいのでバンコクに召喚することが必要であると訴えているが、その彼も前年の1934年の4月にチェンマイでシーウィチャイと面会した時点では、シーウィチャイの言葉を額面通りに受け取っていたのである。パーヤップ州サンガ長が文部省宗務局長にシーウィチャイ派僧侶の既存サンガ離脱の動きを報告したのは、その1年後の1935年6月28日になってのことである。この事実は1934年前半には、シーウィチャイ派の僧侶に既存サンガから離脱しようという指向が仮にあったとしても未だ微弱で、表面化していなかったことを示すものである。

⁴ プラ・ラーチャタムニテート(1891-1965)は、1934年9月6日に宗務局長心得から宗務局長に昇進(『タイ官報』51巻1835頁、1934年9月16日号)したが、重大な公務員規律違反で、1935年11月19日付で免職された(『タイ官報』53巻826頁、1936年7月26日号)。彼は、第2次大戦期にはビブーン首相に取り入って、宣伝局幹部として復職した。1943年からは日本の形勢悪化によりビブーン首相の日本離れが進行したが、プラ・ラーチャタムニテートは、宣伝局を利用して陰湿な反日行為を繰り返した。戦後は代議士に当選、人民代表議会議長にも選出されている。

- (4) シーウィチャイがバンコクでパーヤップ州サンガ長が住職であるベンチャマボピット寺（大理石寺）に軟禁されていた時期に、しばしば面会したチェンマイ県代議士シープラカートは、シーウィチャイの次の言葉を伝えている。即ち、「このようにバンコクに召喚され軟禁の身となったのは、伝統に反することをしたからかも知れない。道路建設は本来、仏僧がやる事ではない。多数の仏塔や仏殿を建造したが、問題が生じたことは一度もなかったのに。帰ったら、[南流している]ピン河の水が北流するようになるまでは、決してチェンマイに足を踏み入れない」（前掲ワット・プラタートドーイステープ刊書籍、49頁）。1936年5月半ばにラムプーン県に戻ったシーウィチャイはその後の生涯でチェンマイ県を訪問することはなかったという。シーウィチャイの言葉は、1934年11月の道路建設着工後に既存サンガからの分離独立論が勢いを得、それによって弾圧を蒙ったことを意味している。

IV. 既存サンガのエリート官僚僧、パーヤップ州サンガ長からの圧力

シーウィチャイ弾圧の中心人物であるパーヤップ州サンガ長⁵の、プラタムコーサーチャーン(Phrathamkosachan)⁶は、サンガ中央のエリート官僚僧である。彼は、バンコクのパーフラットで中堅官吏の家に生まれた。沙弥時代の1908年にパーリ語試験の最高位パリアン9段に合格し、1914年11月10日には満25歳で早くも中央サンガの幹部であるプララーチャーカナ位に昇格した。1923年11月に僧爵位がプララーチャウェーティーに、1926年11月6日には七世王生誕日の機会にプラテープムニーに昇格した。1927年4月11日に満38歳でパーヤップ州サンガ長に任命され北タイ7県のサンガの管理監督責任者となった。但し、彼は北タイ地域に常駐したわけではなく、一貫してバンコクのベンチャマボピット寺に止住した。

彼は1928年10月30日にはベンチャマボピット寺第二代住職に任命された。1930年11月6日には、プラタムコーサーチャーンに昇格、1935年時には13名で構成されるサンガ大長老会（マハーテラ・サマーコム）の会員の一人である。1940年3月1日にはブラプロムムニーに昇格。1941年にはパーリ語三蔵タイ語訳委員会の長、1947年6月8日には最高の僧爵位であるソムデット・プララーチャーカナのソムデット・プラワンラットに昇格、1951年にサンカーノック、1960年5月4日にソムデット・プラサンカラート（タイサンガ総管長）に任命された。彼は、その1年半前から前任タイサンガ総管長ソムデット・プラワチラヤーナウォンの代理を務めていた。

地方州とは縁もゆかりもないバンコクのサンガ・エリートがバンコクから地方州サンガを統治するシステムは、中央サンガ組織への地方の統合、サンガの中央集権化には貢献したであろうが、中央エリートによって地方の文化的独自性や組織的自立性は容赦なく消滅させられたことであろう。1935-36年時、プラタムコーサーチャーンはサンガ大長老会会員及びパーヤップ州サンガ長として、分離独立傾向のシーウィチャイ派僧団を強力に弾圧し無力化させる衝に当たった。

なお、1920年のシーウィチャイ第1回バンコク召喚時に、ワチラヤーナワローロット・タイサン

⁵ パーヤップ州サンガ長の当時の管轄県は北タイ7県の合計3178寺、即ちチェンマイ（937寺）、ラムプーン（280寺）、チェンラーイ（693寺）、プレー（235寺）、メーホーンソーン（97寺）、ナーン（396寺）、ラムパーン（540寺）である（*Tha-laengkan Khana Song, Lem 23 Phakphiset Chabap* 2, 20 Oct. 1935, pp. 34-37）。

⁶ 出家名はプロット・キティソーパーノ（Plot Kittisophano）1889-1962.

が総管長からシーウィチャイの審査を命じられた3名の高僧は、1935年11月の第2回召喚軟禁時には、既存サンガの頂点にあった。その3名とは、チンナウォンシリワット親王（1859-1937, 1921-1937 タイサンガ総管長）、プレイヤーナワラーポー（1872-1958, 1945-1958 タイサンガ総管長）、プラマトライローカーチャー（チャローン・ヤーナワロー）である。1921年8月2日にワチラヤーナワローロット総管長が入寂したのち、チンナウォンシリワット親王がタイサンガ総管長を継承した。一方、プレイヤーナワラーポーは1928年にタムユット派管長に就任し、ソムデット・プラワチラヤーナウォンという欽賜名を国王から与えられた。ソムデット・プラワチラヤーナウォンは1933年8月に病身のタイサンガ総管長チンナウォンシリワット親王に代わってサンガ大長老会の長に就任した。しかし、1934年1月には、病を理由にサンガ大長老会の会長職を辞し、後任には1928年にソムデット・プラプッタコーサーチャー位に昇格したチャローン・ヤーナワローが就任した（NAT So.Ro..0201.10/26）。

1920年のシーウィチャイ第1回バンコク召喚時には、シーウィチャイを審査した3人の審査員の一人であったチャローン・ヤーナワローは、1935年のシーウィチャイ第2回バンコク召喚軟禁時には、サンガ大長老会会長であり、タイサンガの実質上の責任者であった。

サンガ大長老会会長のソムデット・プラプッタコーサーチャー、Somdet Phra Phutthakhosachan（チャローン・ヤーナワロー、Charoen Yanawaro, 1872-1951）とサンガ大長老会会員で北タイ担当のパーヤップ州サンガ長のプラタムコーサーチャーの二名が、既存サンガ防衛のためにシーウィチャイ派を徹底して弾圧し壊滅させたのである。

V. 弾圧の根拠：タイ仏教は国家宗教なのでサンガは一つ

1929年10月7日の閣議議事録からは、在タイビルマ人たちが共同してバンコクに土地を購入して1917年に建造したクラブ寺について次のような議論があったことが判る。即ち、

クラブ寺は、1902年サンガ統治法に言うところの寺院（ワット）には該当しない。それ故に、同地を管轄する郡サンガ長は、クラブ寺のビルマ僧 U.Sila をサンガ統治法下にある者とは見做さなかった。クラブ寺のビルマ僧がタイのサンガに属していないことはサンガの権力を削減することに等しい。ところで、1929年1月23日の第23回元老（アピラッタモンتری）会議では、総ての比丘はサンガの統制に服さなければならないことを協議している。同会議の議事録には、「仏教の比丘はどの宗派であっても、他の宗教の出家者とは異なっている。即ち、必ず既存のサンガに属さねばならず、独立することはできない」と記載している（NAT Ko.To.1/23, pp. 138-139）。

1930年1月13日の第32回（仏暦2472年度）閣議では、バンコクのビルマ人の寺であるクラブ寺のビルマ僧 U.Sila を強制還俗させる件に関して、ラーマ七世王は次のように述べている。

人は自分の好みに応じて信仰を選択し、宗教儀礼を行う自由を有するというのを、我々は原則としている。しかし、仏教は政府が庇護し且つ支配する権力をもっている State Religion であ

るから、仏教徒は誰でも State Religion を衰退させる行為をすべきではない。小乗仏教（ลัทธิหินยาน）⁷ を信仰する僧侶で、この原則と異なる行為をなす者は好ましいからざる人物である（NAT Ko.To.1/23, pp. 319-320）。

このように国家宗教である小乗仏教の比丘には信教の自由の原則は適用されず、彼らは単一のサンガに属することを要し、それからの独立は許されないという原則が、閣議で確認された。この原則は、1932年6月24日の立憲革命で憲法が制定された後も維持された。

VI. シーウィチャイ派のサンガ離脱とパーヤップ州サンガ長の訴え

さて、1935年6月28日付のパーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンの文部省宗務局長宛文書は、同年6月16日付のチェンマイ県サンガ長の報告書を要約したものであった。その内容は以下の通りである。

- (1) チェンマイ県で既存サンガから離脱してプラ・シーウィチャイに属するという文書を提出した寺院は、次の10郡の50寺院である。ムアン郡1寺、サンカムペーン郡3寺、サンサーイ郡14寺、パーンメー [現サンパートーン] 郡6寺、ホート郡11寺、ファーン郡9寺、ドーイサケート郡1寺、メーリム郡2寺、サミン郡2寺、プラーウ郡1寺。彼らは、プラ・シーウィチャイを信奉しており、同じように実践したいと言っている。この中には既存サンガが住職として正規に任命書を出した者もいれば、未だの者もいる。村サンガ長の地位にある者は少数である。寺院の中には、既存サンガが発行した住職任命書、村サンガ長任命書及び僧侶の身分証を返却してきた所もある。離脱した住職は従来と同様に寺院を監督管理している。村民の信者の多くも住職と同じ考えである。その地の郡サンガ長や郡長が指導し説明しても、頑固で聞き入れることがない。
- (2) いくつかの寺院では住職が比丘沙弥とともに寺を捨てシーウィチャイの僧院に移ったり、一回還俗してシーウチャイの僧院で再出家したりしている。住職が脱出した寺に既存サンガが代わりの僧を送り込もうとすると、村民の信者たちはシーウィチャイの僧院に走った元住職に復帰を求めたいと言って、妨害する。既存サンガは、これを認めず、その寺院を世俗の官憲に警備してもらっている。
- (3) 上記(1)の住職たちは、門弟や沙弥をプラ・シーウチャイの僧院（チェンマイのワット・プラシン）で沙弥や比丘に出家させている。今年のタイ暦6月白月 [1935年4月14日-28日] から現在（6月28日）までに200人以上を出家させた。出家した者の中には他県から来た者もいる。プラ・シーウィチャイは総ての出家式で戒和上を勤めるのではなく、他の僧に任せる場合もあるようだ。出家した者には、既存サンガの僧侶身分証に類似したものを発給している。出家式をした者は元の寺院に帰る。出家者の多い郡はサンサーイ郡で50人余に達している。

⁷ 七世王は自らタイ語で「小乗仏教 (Latthi Hinayana)」と言い、また State Religion は英語をそのまま用いている。

(4) サンガが再出家を禁止し、サンガ公報でその名を公表したナーンピー (หนานปี) という人物を 1935 年 4 月 29 日にプラ・シーウィチャイの僧院で、ラムプーン県のワット・パーホックの住職が戒和上となって出家させた。

(5) プラ・シーウィチャイ派の僧侶は、既存サンガの僧侶とは布薩を共にせず、出家式などに招いても応じない。

以上がチェンマイ県の状況であり、サンガ行政に大きな支障をきたしている。公式に処分すれば関係者が多いので差し障りが多く、他方大目に見て放置していれば一層悪化するだけであろう。なお、出家禁止者のナーンピーを出家させた件についてはラムプーン県サンガ長に調査を命じた。調査結果が出れば後日報告する。本文書は、文部省からサンガ大長老会の長にも伝達して欲しい (NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 4-6)。

上記 1935 年 6 月 28 日付パーヤップ州サンガ長の文書を、文部省はサンガ大長老会会長のソムデット・プラプッタコーサーチャーに提出し、検討を求めた。また、同年 7 月 3 日付で文部大臣は首相に、その旨を通知した。

ところで、既存サンガから離脱したチェンマイ県 10 郡の寺院が 50 という数は、当時のチェンマイ県の寺院総数 (937 寺) の 5.3% に過ぎない。郡別に郡内寺院総数中の離脱寺院数を見ると、ムアン郡は 130 寺中 1 寺、サンカムペーン郡は 69 寺中 3 寺、サンサーイ郡は 55 寺中 14 寺、バーンメー (現サンパートーン) 郡は 104 寺中 6 寺、ホート郡は 41 寺中 11 寺、ファーン郡は 76 寺中 9 寺、ドワイサケート郡は 60 寺中 1 寺、メーリム郡は 49 寺中 2 寺、サミン郡は 30 寺中 2 寺、プラウ郡は 56 寺中 1 寺である。当時のチェンマイ県には 16 郡あったので、6 郡では離脱寺が全くなかったことになる。離脱寺院の割合が高いのは、サンサーイ郡とホート郡で郡内寺院総数の 4 分 1 に達している⁸。

既存サンガが再出家させることを禁止し『サンガ公報』で其の旨を公示したナーンピーを、1935 年 4 月 29 日にシーウィチャイ派が敢えて再出家させたことを、パーヤップ州サンガ長は重大視している。タイ仏教では僧侶がパーラージカ (淫、盗、殺、妄語) の 4 罪中一つもしくは複数の罪を犯して強制還俗させられた場合、サミー (สามี) と称されるが、サミーは生涯を通して再出家することはできない。従ってサミーの戒和上を引き受けて再出家させることはできないのである。

僧侶の行為がパーラージカに該当するか否かは、訴えを受けて県サンガ会議が判断し、サミーと認定した者については、サンガ大長老会会長が『サンガ公報』に再出家禁止を公示する。公示にはサミーの氏名、年齢、住所、身体の特徴、両親の氏名などが記載されている。

筆者がタイ国立図書館所蔵の『サンガ公報』を調べたところ、同公報 20 巻 (1932 年 4 月—1933 年 3 月) には 10 件、同公報 23 巻 (1935 年 4 月—1936 年 3 月) には 13 件のサミーの再出家禁止公示が掲載されていた。殆どのケースが女性と性行為に及んだという淫罪であり、盗罪や殺人罪は僅かである。

ナーンピーはクルーパー・アピチャイカーウピー (Aphichai Khaopi, 1889-1977) の別名で知られる。彼はラムプーン県リー郡に生まれ、16 歳でシーウィチャイの Ban Pang 寺で沙弥出家、22 歳で比丘出家した。24 歳から主にランナータイ南部で仏教施設や公共施設の建設に尽力した。仏暦 2467

⁸ チェンマイ県各郡の寺院数は、Thalaengkan Khana Song, Lem 23 Phakphiset Chabap 2, 20 Oct. 1935, pp. 34-37 による。

年（1924/25年）に徴兵逃れで逮捕投獄されて還俗、その後再出家し、仏暦2474年（1931/32年）にターク県メラマート郡でドンケーウ寺仏堂建設のために募金した件で逮捕され2回目の還俗をさせられたという。その後1935年4月29日に再々出家したが、1935年11月にシーウィチャイがバンコクに召喚されたのち、1935年12月初頭に7日間以内に還俗することを強要された⁹。この第3回目の還俗後、再び黄衣を纏うことはなく白衣のまま戒律を守り、仏教書を著作し、あるいは北タイやビルマの一部で少数民族のために小学校や仏教施設を建設し少数民族への仏教布教に貢献した。それらの功績によりタイ政府や民間から数多くの表彰を受けた（Theetat Jaejai, “Krubha Apichai-Khoapi’s Roles in Propagation of Buddhism[in Thai]”, *Warasan Panithan* Vol. 13 no. 2, July-Dec. 2017, pp. 321-322）。

しかし、ナンピーの2回目の還俗理由に関しては、情報が混乱している。前述のラムプーン県人会刊『クルーパーチャオ・シーウィチャイ』の第1巻156頁は、上記Theetat論文と同様に募金が原因で還俗させられたと書いているが、直ぐ次のページ（157頁）では、出所を示すことなく「ナンピーはラムプーン領主が伐採権をボンベイパーマー会社に与えている森でチーク材を盗伐し仏堂を建設したので、サンガから盗罪のパーラージカとして還俗させられ、再出家を禁じられた」と書いている。

ナンピーがサミーの烙印を押された公示は、サンガ公報19巻（1931年4月-1932年3月）あるいは22巻（1934年4月-1935年3月）などに掲載されている可能性があるが、両巻はタイ国立図書館に所蔵されておらず、参照することができなかった。

さて、パーヤップ州サンガ長は、1935年6月28日付の文部省宗務局長宛の最初の文書に対して政府側の反応がなかったことに焦ったためか、立て続けに文書を提出した。即ち、1回目の文書提出から1ヵ月を経た1935年8月1日付でパーヤップ州サンガ長は文部省宗務局長に第2回目の文書を提出した。その内容は以下の通りである。

6月28日付の第1回文書で述べた再出家禁止のナンピーが出家した件について、ラムプーン県サンガ長がリー郡サンガ長に命じて調べさせた。その結果次のことが判明した。即ち、プラ・プッティマー（66歳）は、ワット・パーホック寺の住職でリー村の戒和上にも任命されていたが、辞任してシーウィチャイの僧団に加わり、ワット・プラシンでシーウィチャイから命を受けてナンピーの戒和上を勤めた。7月23日付のラムプーン県サンガ長の報告によれば、ムアン郡の2村の5カ寺では僧侶の身分証を村サンガ長に返してプラ・シーウィチャイの管理監督下に入り、同派から新たに身分証を受領した。7月18日付のチェンラーイ県サンガ長の報告では、パーン郡の2寺の比丘沙弥全員が既存サンガから離脱してプラ・シーウィチャイの管理監督に服し、僧侶の身分証明書を郡サンガ長に返却した。ウェンパーパオ郡のワット・メーカチャーの僧ドゥアンは、比丘沙弥信者を煽動して既存サンガに反抗させプラ・シーウィチャイ派に引き込もうとしている首謀者である。

拙僧が考えるに、プラ・シーウィチャイに起因する事件では、受動的で穏健な対処法ではわずかに末端部を抑えることができるだけであり、プラ・シーウィチャイに打撃を与えることはでき

⁹ 1935年12月4日15時5分チェンマイ発電で、プラ・アーピチャイビー、即ちナンピーが、バンコクのパホン首相及び代議士に宛て「既存サンガは拙僧に7日以内に還俗せよと命じている。クルーパー・シーウィチャイがチェンマイに戻るまで延期できるように命じて欲しい」と打電している（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 29-30）。

ないし、却って彼をして既存サンガは何もできないと誤解させることになる。仏暦 2477 年〔1934/35 年〕に、プラ・シーウィチャイは拙僧の質問に答えたなかで、サンガを統治したいなどという野心は全くなく、ただ建設工事で徳を積むことに専心して涅槃に達したいと願っていると語ったが、全くの虚偽だった。

ラムプーン県サンガ長が行った同県リー郡サンガ調査の報告によれば、リー郡の住民の多くは従順で統治しやすい。県行政部の話しでは県内のどの郡よりも良好であり、凶悪事件は殆ど生じない（愚鈍なので）。しかし、宗教に関しては極めて頑固である。自分が崇拝している人の話しだけを聞いて、他の人の話しを聞く耳をもたない。リー郡の全人口の約 80 パーセントは、プラ・シーウィチャイの教義のみを好み、時代に応じた教育に関心がなく、古い教義のみを好んでいる。〔標準〕タイ文字を知っている者は郡の人口の 10 パーセントにも満たない。〔標準〕タイ語を嫌う病が慢性病となっている。〔標準タイ語で教育する〕プラチャーバーン学校¹⁰（国立初等学校）の何ヵ所かでは、教員・児童の机やイスなどが焼かれたり、山中に捨てられたりしている。これは郡視学を常に苦しめていることである。これらについては村長も何もすることができない。もし村長が強く出過ぎると身の安全は保証されない。宗教面では現在プラ・シーウィチャイの勢力が強く、沙弥や比丘に出家したい者は、チェンマイまで出向いてワット・プラシンやプラ・シーウィチャイの教団で出家している。中には 20 歳未満で比丘出家をした者もいる。彼らは出家した後、地元に戻るが、地元で既存サンガ長に様々に反抗している。例えば既存サンガの者とは布薩を共にしないとか。比丘出家をした者はプラ・シーウィチャイから僧侶の身分証を受領する。その身分証に付された番号数は 2000¹¹ を超えている（ムアン郡サンガ長の調査による）。既存サンガが再出家を禁止しているナーンピーをプラ・シーウィチャイが簡単に比丘出家させたので、地元民は、プラ・シーウィチャイは既存サンガ以上の力をもっていると見ている。それで 4 年以内に既存サンガに属する地元の住職たちは南に追放され、プラ・シーウィチャイがパーヤップ州の管長の地位に就くことになるという噂が立つまでになっている。この噂は連中の志気を鼓舞し、挙ってプラ・シーウィチャイ派に参加している。先年までは徐々に増加していた〔プラチャーバーン学校で〕教育を受ける者の数は、この無益な教義を好んだがために今は大幅に低下している。村民も二派に分裂し、それぞれが自派の教義を称賛して喧嘩になりかけた事例も生じている。

以上からプラ・シーウィチャイがパーヤップ州に僧院を維持している限り、同州のサンガの平穏と秩序は望むべくもない。そのみならず政府が短期間での達成を意図しているプラチャーバーン学校（国立初等学校）の教育も、順調には実施できない。従って今や文部省は内務省に協力を求めてプラ・シーウィチャイをパーヤップ州から引き離すべき時である。その方法としては

¹⁰ プラチャーバーン学校は、1921 年初等教育法第 3 章（17-25 条）に規定されている。この学校の設立方法には 2 通りがあり、一つは、住民が自発的に創立し政府の管理の下に運営するタイプ、もう一つは郡長の発意で設立し経費は郡内の 18 歳-60 歳の男性から学資賦課金（スクサープリー）を徴収して運営するタイプ。プラチャーバーン学校の教師は、公務員ではなく、待遇は劣悪であった。

¹¹ この文書は、シーウィチャイ弾圧を正当化するために事実を誇張している可能性が高いので、シーウィチャイ派が発行した僧侶の身分証の番号が 2,000 を超えていると言っても、これが直ちにシーウィチャイ派が 2,000 人以上を出家させたと言えるかどうかは疑問である。

クルーパー・シーウィチャイの第2回バンコク軟禁（1935年11月-36年5月）の背景、過程及び結末

次の二つがある。

①アユタヤのプラモンコンボピット大仏殿の修復を依頼する方法。しかし、彼が同意しても、今はドーイステープ道路を建設中なので完成まで待ってくれと引き延ばすだろう。それに同意しないこともあり得る。

②戒和上に任命されていないにも拘わらず戒和上を勤めている罪、且つ住職や地方サンガ長に任命されていないのに、既存サンガのものに似せた偽の僧侶身分証を発行している罪を挙げて、サンガ統治法違反であるとして、訓練学習を受けさせるために文部省にバンコクに召喚してもらう方法。既存サンガが帰郷してよいと判断するまでバンコクに留めておく。

文部省はサンガ大長老会会長に上申して検討を求めて欲しい。大長老会会長と文部省の見解が一致を見れば、サンガの統治を支援するために実行して欲しい（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 20-22）。

VII. 標準タイ語教育普及への北タイ住民の不満

パーヤップ州サンガ長が、1935年6月28日付で文部省宗務局長宛に提出した上記の第1回文書はチェンマイ県のサンガの問題だけを取り上げていたが、8月1日付の2回目の文書は、チェンマイ県以外の県の報告も取り上げた上、シーウィチャイが地方への初等教育の普及を妨害しているという、第1回文書では全く触れなかった論点を強調している。これは人民党政権の革命6原則の一つである教育の画一的普及促進（村嶋英治『ピブーン、独立タイ王国の立憲革命』岩波書店、1996年、117頁）¹²を持ち出すことで、シーウィチャイをパーヤップ州から速やかに追放する必要性を政府に納得させる意図があったからであろう。

チェンマイ侯は前出の1935年9月30日付アーティット摂政団長宛書簡の中で、既存サンガを離脱しシーウィチャイ派に移ったチェンマイの62カ寺の住職たちは、「[既存サンガ公定の] 仏法・戒律の学習及び[標準] タイ語の学習を廃止して、既存サンガの管理監督に楯突いている」と述べているように、シーウィチャイ派は標準タイ語教育の普及に敵対的であった。

他方、既存サンガは立憲革命後の人民党政府の初等教育普及¹³という主要政策に呼応して、既存サンガに属する僧侶をプラチャーバーン学校（国立初等学校）の教員に充てて協力していた。

1934年2月1日にサンガ大長老会は、ナコンラーチャシーマー県及び他の諸県において志願する比丘を教師として訓練することを許可した。この後、タイ各地の県が比丘を教師として訓練するために研修会を開いた。例えば、ラムプーン県では同年5月1日から2ヵ月間実施、チェンラーイ県では比丘のみならず沙弥をも対象として先ず郡レベルで実施した。比丘に対する教師研修会開催は各県ごとに文部大臣名で『タイ官報』に発表されている¹⁴が、毎回の発表では「国（Chat）の教育をもう一段進歩させる効果がある」という文言が決まり文句として記されている。各県で比丘を教師として寺

¹² 立憲革命期における中央からの画一的教育・文化の押しつけにより、地方の独自性、自立性が失われたことを、筆者は次のような論文の中でも触れている。村嶋英治「タイにおける民族共同体と民族問題」（『思想』863号、1996年5月）、村嶋英治「タイ国の立憲革命期における文化とナショナリズム」（『岩波講座東南アジア史第7巻』2002年）、村嶋英治「ナショナル化に呑み込まれるエスニシティ：クメール人とは誰か？」（『アジア太平洋討究』6号、2004年）。

¹³ 『タイ官報』52巻3170頁、1936年1月26日号に掲載された、人民代表議会における議員の質問に対する政府の回答によれば、仏暦2476年（1933/34年）の初等教育年齢の児童数156万2914人のうち学校教育を受けていない者は70万5952人である。即ち、45.2パーセントが未就学児童であった。

¹⁴ 『タイ官報』51巻854-859頁、1934年6月24日号。

院内にプラチャーバーン学校が開設された。一例を挙げると、1934年7月28日付でプラ・サラサートプラパン文部大臣は、チェンラーイ県サンガが寺院学校を、郡長の発意で設立するタイプのプラチャーバーン学校として305校（児童数1万993名）を新設した、と発表している（『タイ官報』51巻1338頁、1934年8月5日号）。

パーヤップ州サンガ長は、シーウィチャイ派が人民党政権の主要政策である教育普及（中部タイのタイ文字を用いて標準タイ語により実施）を妨害していることを強調して、世俗政府の注意を喚起しただけではなく、シーウィチャイ派弾圧を正当化する根拠の一つとしたのである¹⁵。

しかし、世俗権力は、多数の信者を有するシーウィチャイに対して強権を発動することには及び腰であった。

VIII. 1935年7-9月、チェンマイ県サンガとシーウィチャイ派の熾烈な対立

1935年8月1日付でパーヤップ州サンガ長が総務局長宛に文書を提出してから、2ヵ月半近くを経た、この年の雨安居明けに当たる10月12日になって、シンソククラームチャイ文部大臣は首相宛に次のような文書を提出した。

文部省は、8月1日付のパーヤップ州サンガ長の文書に関して、サンガ大長老会会長ソムデット・プラプッタコーサーチャーと協議した。同会長からは、雨安居明けにプラ・シーウィチャイをバンコクに呼び寄せて訓練指導をすべきである、但し、チェンマイでは罪状については何等触れることなく、バンコクに来てから言えばよい、という指図があった。この案に賛成であれば、内務省からチェンマイ県の官吏に、プラ・シーウィチャイを平穩裡にバンコクに来訪させるように命令を発して欲しい。

一方、プラ・シーウチャイは1935年9月5日付で、パホン首相宛に次のような書状を送付してきた。即ち、サンガに対して、今後はチェンマイ県では寺院その他の修復再建建設は一切しないという文書を差し出したので、ドーイステーブ道路建設からは手を引く、政府に任せるので政府の方で継続して欲しい、と。パホン首相秘書官は不穩事態が生じるかも知れないと考え、9月14日にプラ・シーウィチャイの書状を内閣書記官長に送った。続いて、内閣書記官長は9月18日付で文部大臣にプラ・シーウィチャイの書状を転送した。これを受けて文部大臣はパーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーの見解を徴した。プラタムコーサーチャーの見解では、プラ・シーウィチャイの9月5日付パホン首相宛書状は既存サンガに罪を着せようというプラ・シーウィチャイの策略であり、既存サンガが道路工事を禁止したかのように見せかけて人民の怒りを既存サンガに向けさせようとするものである。しかし、その書状の影響は限定的で道路建設だけに限られているので、他に不穩事態が生じることがあっても僅かなものであるから心配するには及ばない、というものであった。そこで文部省は本文書の冒頭に述べたように、プラ・シーウィチャイをバンコクに召喚すべきだという判断に至った（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 18-

¹⁵ 人民党政権が既存サンガの僧侶たちをプラチャーバーン学校の教員として採用して標準タイ語教育を実施させたことは、独自のランナータイ文字と独自の言語をもつ北タイ住民の間に既存サンガへの反発を招き、シーウィチャイ派支持の一因となったであろう。

19)。

1935年9月5日付で、シーウチャイ（書状記載の住所は、チェンマイ、ワット・プラシン）がパホン首相宛に送付した書状は次の通りである。

ドーイステープ仏塔参拝のための道路建設では、拙僧は多大の手助けをして参拝できる道路を作り、一度は参拝に登った。従って今後の建設は貴殿と政府に任せたい。拙僧は[チェンマイ県]サンガに対して、今後はチェンマイ県では寺院その他の修復再建建設は一切しないという文書を差し出したので、これで終わりとし継続することはない。

また、道路の補修を約束していた寄進者たちや、水はけをよくするために土管を設置することを申し出ていた村々や人々が多数いたが、彼らはやる気を失ってしまい、一斉に前言を翻している。とは言え、拙僧が続ければ、今回と同様に県サンガから苦しめられる虞がある（NAT So.Ro.0201.10/61 p. 11）。

前出ラムプーン県人会刊『クルーパーチャオ・シーウィチャイ』第1巻154-155頁は、1935年9-11月にシーウィチャイ派と県サンガ長、地方官憲との対立が激化した、県サンガ長及び副サンガ長は県知事にも出席を求めてワット・プラシンでシーウィチャイを尋問した¹⁶、と記している。

シーウィチャイは1935年9月5日付で道路建設から手を引くという怒りの書状を、パホン首相やチェンマイ県知事のみならずチェンマイ侯やシープラカート代議士にまで送っている。これは、道路建設の同志であるチェンマイ侯やシープラカートと共に、サンガ及び世俗権力への怒りを共有しようとするためではなく、二人の行動への不満から送付したものであろう。

道路建設を共に企画したシープラカート代議士やチェンマイ侯は、シーウィチャイと既存サンガ及び官憲との対立激化の間に板挟みとなって、身の処し方に苦慮したに違いない。

パーヤップ州サンガ長の上述の見解では、シーウィチャイの9月5日付パホン首相宛の書状は、既存サンガに罪を着せるための策略であるというものである。この見解には、パーヤップ州サンガ長のシーウィチャイに対する敵対的感情が露骨に示されているように読めるので、その当否のほどは不明と言わねばならない。但し、1935年7-9月には、チェンマイ県サンガとシーウィチャイ派との間に熾烈な応酬があったことがうかがえる。この時期のシーウィチャイの側近にどのような人物がいて、どのような役割を担ったのかは判然としないが、シーウィチャイの判断に影響を与えた側近が存在した可能性もある。

さて、次の新聞報道は、両者の対立の一端を示している。

タイ語日刊紙『シークルン』1935年9月6日号3面は「チェンマイ県サンガは噂を否定：サンガを離脱してプラ・シーウィチャイに所属」という見出しの次の記事を掲載した。

¹⁶ 同書は、その報告を受けたパーヤップ州サンガ長がシーウィチャイのバンコク召喚を決めたと説明している。しかし、本稿が記しているように、パーヤップ州サンガ長は1935年8月1日の文部省宗務局長宛第2回文書で、既にシーウィチャイのバンコク召喚を求めているので、同書の説明は疑問である。8月1日から10月12日の文部大臣による召喚手続開始まで間があるのは、サンガ大長老会の長が雨安居明け（この年は10月12日）の後に召喚せよと指示していたからに過ぎない。

前年末〔当時のタイ暦は4月始まりなので1935年3月頃か〕以来、チェンマイ県の合計62カ寺が既存サンガに離脱届を出してプラ・シーウィチャイの管理監督下に移った。当初は〔地方〕サンガの長たちが指導と注意を与え、その後は郡サンガ長と郡行政部が協力して、サンガを離脱することは1902年サンガ統治法違反であると指導した。ムアン郡やサミン郡の寺院は指導に服して離脱することを止まった。しかし、いくつかの郡では言うことを聞かず離脱した。僧侶集団の間の分裂を人民も知ることとなり、サンガに関する様々な噂が立っている。事実が含まれる噂もあれば、事実無根の不吉な噂もある。既存サンガが、比丘沙弥寄進者がプラ・シーウィチャイにタムブンすることを妨害しているという噂は事実無根である。寺院の多くはプラ・シーウィチャイの管理監督下に入ったので、郡サンガの長は統治ができなくなり一斉に長を辞任しているという噂も事実無根である。既存サンガを離脱した寺院は僅か62カ寺に過ぎないのである。サンマハーポン郡サンガ長は辞任したが、老齢のためであり、ホート郡の副サンガ長の辞任も別の理由からである。郡サンガ長たちが離脱しようとする寺院を脅迫しているという噂があるが、彼らの誤りを教え諭す以外のことはしておらず、何等の処罰もしていない。チェンマイ県サンガは、これらの問題が平穏裡に収まることを願っていることを確言する。仏教のことを心配する人のなかには、これだけの大事が生じているのにサンガは黙ったままで、どうして手を打たないのだと言う人もいる。事情がよく判らない仏教信者は、県サンガ長のところに集めている証拠を見に来て、サンガがどう対処し、如何に穏当に進めてきたかを知って欲しい。プラ・シーウィチャイが今以上に権力をもつようになることを恐れて、サンガはプラ・シーウィチャイを告訴するという噂があるが、これも事実無根である。サンガはサンガ統治法とその規則に定める義務を超えることをすることはない。プラ・シーウィチャイがこれまで越権行為ができたのは、サンガが好意的に見逃してきたからである。従来サンガに属していた寺院が、プラ・シーウチャイが管理監督者であると言ってサンガを離脱しているので、サンガは仏教の秩序と繁栄のためにプラ・シーウィチャイに合意するように求めざるを得ない。また、本件の一部分は世俗行政とも関わっているので、世俗行政側に協力を求めることになる。仏教のためを考える仏教信者は、この説明を理解して欲しい。

IX. 1935年雨安居明け後のシーウィチャイバンコク召喚軟禁

1935年の雨安居明けに当たる10月12日になって、シンソククラームチャイ文部大臣は首相に宛て8月1日付のパーヤップ州サンガ長の宗務局長宛意見文書を転送し、文部省は、パーヤップ州サンガ長の宗務局長宛意見文書及びこれに賛同したサンガ大長老会会長ソムデット・プラプッタコーサーチャーンの見解に賛成する、内務省に命じてプラ・シーウィチャイをバンコクに召喚して指導訓練を実施すべきであると具申した。

文部大臣の具申は、10月21日の閣議に付議された。内務省所属のチェンマイ県知事がバンコク召喚を担当させられるとあって、ルアン・タムロンナーワーサワット内務大臣代行（プリーディー内務大臣は海外出張中）は「本件は人民の反応に警戒を要する。本件について内務本省は何等承知していないので、まずチェンマイ県知事を呼び寄せて協議したい」と発言した。閣議は、文部省はまず内務省に本件の扱いについて相談すべきであると結論した（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 23-25）。



図2 1935年11月2日バンコクに到着したプラ・シーウィチャイ一行
(出所：Krungdeb Varasab Daily News, 3 Nov. 1935, p. 3)

職務上治安維持を重視するタムロン内務大臣代行の態度は、少々及び腰に見えたが、両省の協議の結果は文部省案が承認され、1935年10月26日にサンガ大長老会会長の命令を奉じて文部省はプラ・シーウィチャイにバンコク来訪を求めた。1935年11月1日にチェンマイ県知事プラヤー・アヌバーンパーヤップキットはシーウィチャイ一行を伴って汽車でチェンマイを出発し、翌2日にバンコクに到着した（図2）。シーウィチャイはパーヤップ州サンガ長が住職であるベンチャマボピット寺に実質上軟禁された。

『クルンテープ・ワーラサップ』紙1935年11月5日号3面は「プラ・シーウィチャイのバンコク行きを送るチェンマイ人で大混雑」という見出しで、11月2日発のチェンマイ通信員からの記事を掲載した。即ち、

11月1日午前7時発のバンコク行特急列車でプラ・シーウィチャイと県知事のプラヤー・アヌバーンパーヤップキットはバンコクに向かった。文部省が至急電でプラ・シーウィチャイを召喚したという情報は、チェンマイでは極力外に漏れないように秘匿された。これは人民が興奮することを恐れたためである。彼はドーイステーブ道路建設の長であり、且つ比丘や沙弥が一斉に県サンガを離脱したので公式に仲裁せざるを得なくなったことに見られるように、チェンマイで尊敬と崇拝を得ているからである。

プラ・シーウィチャイがチェンマイを発つ日には、チェンマイ駅頭はこれまで例を見ない多数の人出でごった返した。サームロー自転車は1000台ほども道沿いに並び、乗用車も集まったが、秩序は保たれた。

プラ・シーウィチャイのバンコク行きは、相互に理解する必要があることがいくつかあるのでサンガ大長老会の長が要請したものである。ベンチャマボピット寺に宿泊するという。

1935年11月19日付けチェンマイ県知事名の第1号声明

タイ政府宣伝事務局は新聞統制を職務の一つとしているが、読者の誤解や分裂を恐れてプラ・シーウィチャイのことを記事にしないように新聞に求めていた（『クルンテープ・ワーラサブ』1935年12月7日号1面）。その政府宣伝事務局が、チェンマイ県知事名の11月19日付の長文の声明（『サンガ公報（*Thalaengkan Khana Song*）』23巻10号、1936年1月、578-587頁に掲載）を、日付を11月19日から11月28日に変更した上、知事名の部分を削って各新聞に配布したので、シーウィチャイ報道は解禁されたようである。日付が11月28日付に変更され知事名が省かれたチェンマイ県知事の長文の声明全文をシークルン紙は、政府宣伝事務局発表であるとして1935年12月8日号に3面に涉って掲載した。シークルン紙に掲載されたものと同一の宣伝局発表声明（11月28日付）は、NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 37-41にも保存されている¹⁷。

チェンマイ県知事の第1号声明文（タイトルは「プラ・シーウィチャイのバンコク行き」）は長文であるが、全文の要点が記されている最初の部分を訳すと次の通りである。

10月26日付文書で文部省はチェンマイ県に、サンガ大長老会会長の命令を通知してきた。その命令に従い、県は11月1日にチェンマイ県ワット・プラシンのプラ・シーウィチャイにバンコク行きを願った。プラ・シーウィチャイは、我々がとても好きな僧侶であり、これまで地域や寺院に大きな貢献をした人である。師の突然のバンコク行きは、人々に誤解を与え、望ましくない問題発生の口火となり、一般の善意に反することになる可能性がある。そこで、事実を広く声明したい。

善男善女は御存知の通り、ブッダは当初自分自身で仏弟子を統治していたが、弟子が増加し各地に分散するようになると、戒律を定めてそれに従って他の僧侶が仏弟子を統治することを許した。ブッダが許した統治方法に僧侶も仏教徒も一貫して従ってきた。

現在のシャム国のサンガの運営も、ブッダが許した上記の方法、ブッダが定めた戒律及びサンガの規則に拠っている。仏教の庇護者として国王が存在し、国王は1902年サンガ統治法を公布された。これはサンガに関して、教権、俗権両面の任務が秩序正しく実施できるように、行動基準として定められたものである。サンガの活動が、ブッダが定めた戒律とサンガ統治法に従って安定継続するように、全仏教徒は協力して支える義務がある。

ところが、本県には上述の正しい論拠を理解しようとしなない一団がいる。彼らは諸寺院の住職に誘いをかけている。誘われた住職の何人かはサンガ統治法に従わず、寺院を恣に運営し、サンガ統治から離脱するという届を提出して、ワット・プラシンのプラ・シーウィチャイの管理監督下に移っている。これはプラ・シーウィチャイを頭目とするサンガ分裂の誘いである。当初はプラ・シーウィチャイに属した寺院数は少なかったもので、サンガが説得して一時的には、おさまったが、その後再び増加してサンガとの対立が激化している。この一団は、自分たちがどこの国に

¹⁷ 『サンガ公報』23巻10号（1936年1月号）578-587頁に掲載されているチェンマイ県知事声明の日付は1935年11月19日でチェンマイ県知事アヌバーンパーヤップキットと署名されている。同文の声明文を政府宣伝事務局で発表した際には、日付は11月28日に変更され、知事署名は省かれている（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 31-41）。前出ラムブーン県人会刊『クルンテープ・ワーラサブ』第1巻157頁は、NAT資料のみを見て、『サンガ公報』23巻10号（1936年1月）を引用しているため、間違った説明をしている。

住んでいるのか、シャムのサンガ統治の法規はどんなものであるのか、サンガの中で誰が偉いのかなど、全く顧慮していない。恣にサンガ統治から離脱して別のグループを作ることはブッダの定めた戒律とサンガの真のあり方に照らして正しいことなのかどうかを全く考えず、ただ各級のサンガの長の統治から離れたいとばかり思っている。各級のサンガ長は、シャムのサンガ統治法規に従って行動しているだけなのだが。単刀直入に言えば、この一団は、シャムのサンガの一員であることを欲していないのだ。全く奇妙な話である。

サンガと世俗の官憲は、このようなことは不穏事態を招き、仏教に亀裂を生じさせ仏教を衰廃させることであるという見解で一致した。プラ・シーウィチャイの管理監督下にある分裂派は、サンガに関する規則、ブッダの定めた戒律あるいは法令に反して次のような行為をしている。

- (1) サンガの規則命令に服さず、シャムのサンガがサンガ統治法に従って任命した各級の長や任職に服さず、自派の見解で自派組織を管理し役職者を任命している。
- (2) 自派以外の僧侶とは布薩、仏教儀式を共にしない。
- (3) 自派以外の僧侶の集まりに招かれることを拒み参加しない。
- (4) サンガが正当に任命した各級サンガ長の指揮に従わず、プラ・シーウィチャイの指揮のみを受ける。
- (5) 自ら教主、戒和上となって、出家を希望する者は、無差別に、規制も無視して出家させている。

プラ・シーウィチャイは自ら頭目、教主となって、良き範型とは異なる原則を決め、それによって行動している。彼は、古来からの習わし（**คติโบราณ**）であると唱えるが、知力ある全ての人は、それを良き範型とは考えない（『サンガ公報』23巻10号、1936年1月、578-581頁）。

上記のチェンマイ県知事第1号声明（1935年11月19日）は、プラ・シーウィチャイの突然のバンコク召喚の情報が拡散し、事情を知らないチェンマイ県民が不満から不穏事態を引き起こしかねないという危惧により発せられたものである。この声明の冒頭では、我々が「好む」（ニヨム）プラ・シーウィチャイという非宗教的表現が選ばれており、我々が「崇拜信奉する」という常套表現を敢えて避けたように思われる。この声明にはシーウィチャイに対する融和的な態度は見出されない。サンガからの分裂指向を非難されたシーウィチャイは、「古来からの習わし（**คติโบราณ**）」を実践したに過ぎないと反論したようであるが、サンガ及び政府はシーウチャイ及び彼の門弟に対して厳しい処分を断行する決意を示したのである。

同声明は続いて、サンガの分裂は仏教を衰亡させること、戒和上になるにはその資格を認定される必要があること、無差別に出家させることは間違っており優れた人のみを出家させるべきことを述べ、

仏教は無知の人の宗教ではない。因果の論理に満ちた宗教なので、正に賢人の宗教である。それ故、出家をさせる前に訓練をして出家に相応しい賢い人にしなければならない。その結果出家できる人が少なくなっても構わない。本物なら僅か1パーツの紙幣でも偽物の100パーツや1,000パーツ紙幣よりも価値があるのと同じだ。それ故、サンガは行動原則を決めているのだ。賢くない人は、無差別に天国や涅槃への道を開くことは仏教を永続的に栄えさせることになるのに、どうしてその道を閉ざすのかと考えるが、しかし栄えるどころか衰亡するだけではないだろうか。

彼らは本当に誤解している。サンガと世俗の官憲は、条理を尽くして指導に努め、プラ・シーウィチャイを頭目とする比丘たちに、従来通りにサンガの下に復帰するように求めている。しかし、彼らは全く聞き入れない。違反を一層強め、自派の看板を掲げ、サンガが再出家を禁止したナーンピーまで出家させた（同上『サンガ公報』582頁）。

仏教を汚れないように保ち永続させるために、サンガの法律・規則があるのだ。サンガの長と大長老会の見解によって規則を定め、知識水準（パリアン試験の成績）と法臘に応じて組織内の地位を決める。サンガ統治の組織は一つである。しかし、自分もしくは少数派の安楽と便宜のために分裂を目指すこと、

例えば現在プラ・シーウィチャイの保護下の比丘たちがやっていることは、独立サンガと言うことはできない。既存サンガから離脱して恣に振る舞い、サンガの長が定めた規則を守らないことは、ブッダの定めた戒律、法令に反するし、既存サンガの権限と我々が愛し崇拝してやまない仏教を消滅させようとするものである。これらは仏教徒である我々が等閑視することはできないことである。そこでプラ・シーウィチャイとその一派の処分に着手した。最初は、プラ・シーウィチャイもその一派も仏教の果報を求めている出家者であるが、いくらか道を踏み外したに過ぎない者と考えて、サンガは穏やかに教え諭す方法を採用した。しかし、軽挙妄動する輩が事実反する噂を流し、あるいは亀裂を深める煽動をしたので成功しなかった。世俗面でも仏法面でも違反が増大してきた。プラ・シーウィチャイとその一派の行動とやり方は、既存サンガの規則命令に対する違反を増大させ、彼らは故意に仏教の中に別の教義を立て、既存サンガから分離独立することで、仏教を衰退させている。しかし、元々の原因はプラ・シーウィチャイに欠けるところがあるからである。もし、プラ・シーウィチャイが仏教教義に通じた人に交わり、自分自身で正しい善き方法を目撃すれば、信心が生じて自らの謬見を捨て去ることだろう。それ故にサンガ大長老会会長は、公式にプラ・シーウィチャイにバンコクに来るように求めた。チェンマイ県はサンガの命に応じたのである。今回のプラ・シーウィチャイのバンコク行きは、謬見を止めさせ、仏教の栄光のために仏教徒に団結を生じさせようというサンガ大長老会の意図によるものである。同時に、プラ・シーウィチャイに善き形態を学ぶ機会を与えようという善意によるものである。正しい方法を理解し、従来のサンガの中で適切に行動するようになれば、仏教界の一活力となるであろう。公衆、仏教徒、世俗の人、寺院の人及び人民全てに等しく理解を求める。公正な心を保ち、我々が信仰する仏教の利益を目指し、仏教を一層隆盛なものにするために協力を求める（同上『サンガ公報』583-585頁）。

サンガからの離脱を決心してプラ・シーウィチャイの保護下に入った僧侶、男女の寄進者、善男善女の各位、これまでの説明によって、何が真実であるかをしかと考えよ。正しい道理を検証し、仏教の利益のために、ブッダの定めた戒律とサンガ規則に従った、正しい実践を開始せよ。現在、シャムのサンガを指揮するのはサンガ大長老会である。この大長老会は篤い尊敬と信用を受けている。遠く離れた所に住んで知力も少ない我々は、大長老会に喜んで従うべきである。善き針路を理解し、大長老会の見解に全て従おう。闇雲に信じて道を誤ったことは、信心からとは

クルーパー・シーウィチャイの第2回バンコク軟禁（1935年11月-36年5月）の背景、過程及び結末

言え、正しい信仰とは言えず、知者は称賛しないものである。我々の偉大な開祖であるブッダは平穩平安を弟子たちに説いた。仏弟子である我々は、この教えを守るべきである。ブッダに正しい信心で答えるべきである。全員が平穩平安を実現でき、知者からも愛されるために、罪を犯し騒動を起こすこと勿れ。そうすれば、仏教の徳と善を愛し称賛する者、民族、宗教、国王、憲法を恒久的に安定維持しようという信心を持つ者という名を得ることができる（同上『サンガ公報』586-587頁）。

上記の第1号声明はチェンマイ県知事名で発表されているが、声明内でチェンマイ県知事は、サンガ大長老会がシーウィチャイのバンコク行きを命じたので、世俗権力の役割としてバンコクに送った旨を述べているように、シーウィチャイ処分の主役はサンガ大長老会である。従って声明中のシーウィチャイ処分に関する情報の出所は、サンガ以外にはあり得ない。声明はサンガと県知事の合作であり、声明の主要部分は大長老会の一員でもあり、パーヤップ州サンガ長の立場で自坊にシーウィチャイを軟禁しているプラタムコーサーチャーが起草したはずであるが、サンガは表にせず、県知事の名前だけで発表した、というのが実態であろう。

第1号（1935年11月19日）、第2号（1935年12月28日）の両声明においては、サンガは世俗権力の協力を得られたが、第3号声明（1936年2月15日）では得られなかったようである。後述するように、第3号声明発表の10日ほど前に、両者の方針はシーウィチャイを帰還させる時期等に関して食い違うことが明白になった。第3号声明が県知事名ではなくパーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャー名で発表された理由は、内務省がサンガへの積極的協力を中止したからではないかと考えられる。

第1号声明は、仏教は知力の高い賢人の宗教であり、チェンマイのシーウィチャイ派は中央から遠く離れ知識も浅いので、本当のことを理解できていない、中央のサンガ大長老会に従うべきであるという、上から目線で書かれている。バンコクに住むパーヤップ州サンガ長は、パリアン試験9段の数少ない合格者で、サンガ大長老会の一員でもある。彼のような中央サンガのエリート官僚僧の優越感が、第1号声明に現れているように思われる。

1935年12月28日付けチェンマイ県知事名の第2号声明

1935年12月初旬に政府宣伝事務局が、第1号声明を公表した。続いて12月28日付でチェンマイ県知事プラヤー・アヌバーンパーヤップキットの名によって「第2号声明、プラ・シーウィチャイの件」と題した第2号声明が発表された。

善男善女、人民の関心が高いので、第1号声明以後の事態を発表するとして、パーヤップ州サンガ長が住職を務めるベンチャマボピット寺に軟禁中のシーウィチャイとパーヤップ州サンガ長の交渉内容を報じている。第2号声明も第1号声明同様にチェンマイ県知事名で発表されているが、内容は、パーヤップ州サンガ長以外は知り得ないことなので、同サンガ長が草案を作成したものと思われる。第2号声明の内容は次の通りである。

プラ・シーウィチャイはバンコクに行って、ベンチャマボピット寺に泊まり、パーヤップ州サ

ンガ長の世話を受けている。サンガの調査によりサンガ内では以下の点で一致した見解をもつに到った。

プラ・シーウィチャイとその一派がしたことには次の非違がある。

- a. プラ・シーウィチャイ個人に関して,
 1. 戒和上の任命を受けずに、沙弥比丘出家の戒和上を勤めたこと
 2. 住職や地方サンガ長に任命された場合に交付される任命書をもっていないのに、自派の比丘沙弥に自分の名で身分証明書を発給したこと
 3. サンガが再出家禁止の公示を出しているナーンピーを比丘出家させたこと
- b. プラ・シーウィチャイに所属することを求めている比丘沙弥の非違
 1. サンガから離脱して地方サンガ長が発給した身分証を破棄したこと、地方サンガ長が禁止したが聞き入れず、プラ・シーウィチャイの統治下に入ったこと
 2. 地方サンガ長が年央の在籍者調査を行うことを拒んだこと
 3. サンガの規則に一切従わぬこと

上記の非違をパーヤップ州サンガ長はプラ・シーウィチャイに説明し、取り敢えず両者の間に次の合意が成立した。

1. 離脱した寺院は、サンガの統治下に混乱なく復帰せねばならない、復帰すれば処罰は一切受けない。
2. 寺院の修復再建建造は禁止されないが、遺跡は保存すること、許可を得ること及び建築管理規則を遵守すること。
3. ナーンピーは還俗しなければならない。彼は今後沙弥出家することも認められない、白衣を纏うことができるだけである。
4. プラ・シーウィチャイが出家させた比丘沙弥（ナーンピーを除く）は、サンガの統治下に入るならば処罰は一切受けない。プラ・シーウィチャイはサンガ統治下に復帰したのち、戒和上任命書を公式に受領するまでは誰も出家させることはできない。

プラ・シーウィチャイとの合意に従い、サンガが現在まで実施したことはナーンピーを強制還俗させたことである。次のステップは、サンガが年央在籍者調査を実施して、離脱した寺院の比丘沙弥を審査することである。調査を受け入れサンガの統治下に戻ることを肯んずる寺院には、訓誡をして誓約をさせ、サンガの身分証明書を与える。プラ・シーウィチャイが出した身分証明書は無効でありサンガが没収する。

上述したサンガの決定の実施は地方サンガ長と地方官憲が担当することになるが、賛成しない者は不満を感じるであろう。しかし、兎に角、仏教は平穏平安を目指す宗教であり、教主ブッダは平穏がなければ平安はないという言葉を残されている。道理に基づいて熟慮した信仰心を持って、サンガの法令に従って行動することを心掛けるように全ての人をお願いしたい。善男善女は挙って善き助言を与え、サンガの決定を実施しようとする地方サンガ及び地方官憲に一致協力して欲しい。これは平穏平安と仏教を永続させるためである（『サンガ公報』24巻1号、1936年4月、21-23頁）。

第2号声明は、先ず、中央サンガがシーウィチャイ派の非違として認定した内容を列挙した。次いで、パーヤップ州サンガ長が自坊に軟禁中のシーウィチャイにシーウィチャイ派寺院及び出家者の処分について合意を迫った内容を示している。これは、処分着手前にシーウィチャイ自身が既に自派が処分されることに同意してお墨付きを与えたことを広報して、処分への反発を抑えようとしたものである。既に見たように、サンガは1935年12月4日頃にナーンピーに7日以内の還俗を命じている。12月28日の第2号声明ののち、チェンマイ県サンガとチェンマイ県官憲が協力して、シーウィチャイ派の寺院及び出家者の調査・処分に本格的に着手したのである。

このような声明が出された背景には、北タイでシーウィチャイ派が騒動を起こし、政治問題化することを、内務省が危惧したことがあった。後述する1936年2月3日の閣議議事録からもその一端をうかがうことができる。

X. シーウィチャイの早期帰還を急ぐ政府と引き延ばすサンガ・エリート

パーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンはシーウィチャイを説得し交渉を続けたが、中間段階の交渉内容を暗示する記事が、『シークルン』紙1936年1月31日号3面に「プラ・クルーパー・シーウィチャイは郷里に住むことを欲する」という見出しで以下のように掲載されている。

チェンマイ県のプラ・クルーパー・シーウィチャイに、正しく理解させるために、サンガは師をバンコクに招き、師は現在もベンチャマポピット寺に宿泊している。プラ・クルーパー・シーウィチャイは58歳、法臘38年でラムプーン県のリー郡に生まれ、34年間一日一食、精進料理だけを食べている。北タイ住民がこぞってプラ・クルーパー・シーウィチャイを尊敬崇拝している理由は、師は戒律に厳格で、且つチェンマイ、ラムプーン、ラムパーン、チェンラーイ、プレー、メーホーンソーンの各県で寺院、布薩堂、仏堂を修復再建建造しているからである。修復再建建造費の合計は100万5739パーツに上るが、全て信者の寄進に依っている。この外にも、プラ・クルーパー・シーウィチャイはドーイステープ道路を完成させた。

我々が得た情報では、最近ラムプーン旧領主チャオカムカチョーンサクがプラ・クルーパー・シーウィチャイをラムプーンに招くために書簡を送ってきた。しかし、師は答えて曰く、リー郡のBan Pang寺に住みたい、ここは故郷であるし、寺の修復も終わり、4室の僧房も増設したから。もし本当に帰ることになったら今以上に増築もしたい。それに年齢も老人の部類であるから、と。チェンマイ県代議士のルアン・シープラカートはプラ・クルーパー・シーウィチャイをチェンマイのドーイステープの寺に招いたが、師はチェンマイに住むことには気乗りしない。また何かの疑念を生じさせる虞があるから、と答えたと言う。

上記記事中でシーウィチャイは「プラ・クルーパー・シーウィチャイ」と表現されている。この記事はシーウィチャイにバンコクの新聞が「クルーパー」という尊称を付した最初のケースであると思われる。当時シーウィチャイを「クルーパー」と呼んでいたのは彼を信仰する人々に限られていたであろうから。それに「修復再建建造費の合計は100万5739パーツ」という具体的な数字が示されている。前述のように、1930年4月から33年3月までの3年間に、シーウィチャイが北タイ5県で

27件 16万 5,697 ルピー90 サタン（約 13 万 3 千パーツ）の恒久建造物を建設したことを文部大臣が官報に発表している。この数字に比して 100 万パーツ余は過大に過ぎるように思われる。とにかく、このような具体的な数字は、シーウィチャイの貢献を強調して、サンガ中央のシーウィチャイに対する処分を緩和させる目的で準備されたものであろうか。

1936 年 1 月 29 日の閣議で、タムロン内務大臣代行は次のように発言した。「チェンマイ県代議士のルアン・シープラカートが首相に、プラ・シーウィチャイをチェンマイに帰還させるように要請する文書を提出した。内務省はプラ・シーウィチャイを帰還させることに支障はないが、文部省には何か支障があるだろうか」、と。これに対して、クン・スコタウトスクサーコン文部大臣代行は次のように答えた。

「本件については〔チェンマイ〕県知事が未だ状況が落ち着いていないので、プラ・シーウィチャイの帰還を急がないで欲しいと通知してきた。サンガもプラ・シーウィチャイを帰還させる時期ではないと見ている。本件については、文部省はメモを閣議に提出するので、閣議で審議して欲しい」（NAT So.Ro.0201.10/61 p. 33）。

この結果、2 月 3 日付で、文部大臣代行は首相宛に「プラ・シーウィチャイ」と題したメモを提出した。このメモは、まず 1935 年 7 月 3 日付文部大臣の首相宛て報告以後の経緯を述べたのち、シーウィチャイのバンコク召喚以降について次のように述べている。

サンガ大長老会の長の命令に従って、チェンマイ県行政部はプラ・シーウィチャイのバンコク行きを実施した。バンコク駅には、文部省宗務局の官吏が出迎え、チェンマイ県知事とともにベンチャマボピット寺に案内した。宗務局長は内務大臣を訪ねて本件について説明した。その後ラジオでプラ・シーウィチャイのバンコク来訪を発表した。プラ・シーウィチャイの世話はパーヤップ州サンガ長に託した。その後、多くの人が直接文部省に対し、もしくは他省庁を経由してプラ・シーウィチャイの早期帰還を請願してきた。プラ・シーウィチャイを指導訓練のためにバンコクに来訪させた後、チェンマイ県行政部は県内で事情を説明し、同時にパーヤップ州サンガ長に寺院及び僧侶の秩序を徹底させるように求めた。この他にも、チェンマイ県はプラ・シーウィチャイに関する、ここに添付した声明を 2 回〔前述のチェンマイ県知事名の第 1 号、第 2 号声明を指す〕発出した。プラ・シーウィチャイのチェンマイへの早期帰還を求める請願者に対しても、文部省は十分に対処してきた。文部省はプラ・シーウィチャイのバンコク来訪以来今日まで関心をもち続けており放置するようなことは全くなかった。ある時は私自身〔文部大臣代行〕がある時は宗務局長が、サンガ大長老会の長やパーヤップ州サンガ長と連絡し相談した。そして政治的な波紋を生じる事情や適切な時と場所について説明した。サンガ大長老会会長及びパーヤップ州サンガ長は、サンガはチェンマイの行政部門とよく協力している、現状はサンガの秩序を正すまでには至っておらず、誤解を解くことに努めている、これらが成就しさえすれば直ちにプラ・シーウィチャイをチェンマイに帰還させる、と確言した。そうではあっても、私はサンガ大長老会会長に直接会って、プラ・シーウィチャイを帰還させるべき追加の事情を説明した。

最も新しいところでは 1 月 31 日に宗務局長代行にパーヤップ州サンガ長を訪問させ問い合わせた結果、次の回答を得た。即ち、プラ・シーウィチャイをチェンマイに帰還させることができ

クルーパー・シーウィチャイの第2回バンコク軟禁（1935年11月-36年5月）の背景、過程及び結末

る日程は未だ定めることができない、チェンマイではサンガ統治が未だ混乱している。サンガを離脱してプラ・シーウィチャイに属した寺院は90寺だが、このうちサンガの下に復帰したものは10カ寺のみであり、今後処理しなければならない寺が80もある。これら80カ寺の僧侶の重要な非違は、サンガの指揮下に入らないこととサンガの身分証明書を使用しないことである。離脱した総ての寺院がサンガに復帰し終わったら、その時にプラ・シーウィチャイを帰還させる、と。

プラ・シーウィチャイの帰還を求める請願は次々とあり、チェンマイ県選出の代議士は国会で質問すると言う。私も直接チェンマイ県選出の代議士ルアン・シープラカートに会って説明したこともある。しかし、何時、現在の状態が終わるのかは予測できない。サンガは文部省の所管だが、文部省はサンガを指揮命令できる地位にはない。サンガにはサンガ大長老会の長が存在しており指揮命令をしているからである。文部省は自らの判断で実行し命令できる地位にはないのである（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 35-36）。

文部大臣代行が1936年2月3日付で首相に提出した上記「プラ・シーウィチャイ」に関するメモを、内閣書記官長は即日（2月3日）、仏暦2478年（1935/36）第115回閣議に付議した。その閣議議事録は次の通りである。

文部省はプラ・シーウィチャイがバンコクに来て以来、今日まで何もしなかったのではなく、サンガ大長老会の長及びパーヤップ州サンガ長に連絡して、その都度、政治的な波紋を生じるかもしれない事態が生じる可能性や時や場所を弁えるように説明・説得してきた。サンガはチェンマイ県当局とよく協力しているが、今でもサンガ方面の状況は混乱が終わっていない。平常になれば直ちにプラ・シーウィチャイをチェンマイに帰還させる。1月31日に宗務局長代行にパーヤップ州サンガ長と連絡させたことが最新のサンガとの連絡であるが、その際、同サンガ長は次のように答えた。プラ・シーウィチャイをチェンマイに帰す日程は未だ定めることができない、チェンマイ県のサンガ統治は未だ混乱が終わっておらず、離脱してプラ・シーウィチャイに属した90カ寺のうち、サンガに復したものは10カ寺に過ぎず、処分をしなければならない寺院が80も残っている。80カ寺の比丘の重要な非違は、サンガの指揮命令を受け入れず、サンガの身分証を使用しないことである。離脱した全寺院がサンガに復帰した暁にはプラ・シーウィチャイを帰還させる。しかし、いつ終わるのかは予期しがたい、と。

サンガは文部省の所管であるが、文部省はサンガを指揮命令することはできない。サンガはサンガ大長老会会長が独自に指揮命令しており、文部省は省の見解を命令できる立場にはない。

プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイ大臣「何をおっしゃるのか。プラ・シーウィチャイを今月5日に帰還させることが決定している。」

閣議は次のように合意した。本件は政治に関係しており、政府はプラ・シーウィチャイを帰還させる準備ができています。現在バンコクに出張中のチェンマイ県知事がプラ・シーウィチャイに付添って帰ることができれば素晴らしい。チェンマイ県知事は文部省の文書を持って、プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイ大臣も同行の上、サンガに通知せよ（NAT So.Ro.0201.10/61 p. 44）。

文部大臣代行（文部大臣のシンソンクラムチャイは海外出張中で、無任所大臣クン・スコンタウィットスクサーコンが文部大臣代行）は、チェンマイ県で既存サンガを離脱した90ヵ寺中80ヵ寺もの処分が残っているので、未だシーウィチャイをチェンマイに帰す時期ではないと言うパーヤップ州サンガ長の見解を内閣に報告し、文部省はサンガに指揮命令できる権限がないとして、シーウィチャイの早期帰還を諦めたような見解を示したが、政治面や北タイの治安状況を重く見る内務省は、シーウィチャイを早期にチェンマイに帰還させる方針であった。

上記閣議でシーウィチャイを2日後の2月5日に帰還させると発言した、無任所大臣プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイは北タイのチェンラーイ県選出の代議士である。裁判官の前歴を有する彼は立憲革命後の1933年11月に初めて実施された総選挙でチェンラーイ県から選出された。彼は、その直後の1933年12月16日のパホン内閣の組閣で無任所大臣に就任し1937年8月7日まで、その地位にあった。人民党員ではない代議士が人民党内閣で大臣に任命された数少ないケースである。この時期の無任所大臣は、それぞれ手伝う省庁を割り振られた。彼は内務省行政を手伝った。当時の内務大臣はプリーディー・パノムヨンであるが、プリーディーは1935年8月5日から半年余長期の海外出張に出たため、その間無任所大臣ルアン・タムロンナーワーサワットが内務大臣代行に任じられた（『タイ官報』52巻1488頁、1935年8月11日号）。

そのタムロン内務大臣代行は、1935年11月16日から15日間南タイ視察出張に出たが、その間プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイが内務大臣代行に任じられ（『タイ官報』52巻2478頁、1935年11月17日号）、更にタムロンは1935年12月16日から24日間の予定で東北タイ視察のため出張したので、その間プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイが内務大臣代理を担当した（NAT(2) So.Tho. 26/990）のである。1936年2月12日には内閣改造が行われ、タムロンは内務大臣に、プリーディーは外務大臣に就任した。

このように内務行政の実際の責任者が必ずしも明確ではなかった1935年8月から1936年2月の間、プラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイ大臣は、内務行政に相当の発言権をもっていたようである。彼はシーウィチャイの早期チェンマイ帰還を推進した。早くも1935年11月25日の閣議で、内務大臣代行の彼は「チェンマイ県の代議士が訪ねて来て曰く、プラ・シーウィチャイをバンコクに召喚した目的は何なのだ。プラ・シーウィチャイ自身も自分は罪人状態に近いと感じている、と。今後一体どうするのかを閣議で審議して欲しい」（NAT So.Ro.0201.10/61 p. 27）と提案している。

ところで、上記2月3日の閣議における文部大臣代行の報告の中では、パーヤップ州サンガ長がチェンマイ県における既存サンガからの離脱寺院数を90ヵ寺と述べているが、この数字は、1935年6月28日に彼が文部省宗務局長宛に提出した文書の50ヵ寺、同年9月30日付でチェンマイ侯が摂政団長に宛てた書簡及び1935年9月6日号の『シークルン』紙が挙げた62ヵ寺よりも増加している。これを以て、チェンマイ県の離脱寺院の最終の数は90ヵ寺であったと速断することには疑問もある。何故なら、パーヤップ州サンガ長が、事態の深刻さを強調するために水増しした可能性もあるし、彼が北タイ全域の数字として90ヵ寺を挙げたのに対し文部省宗務局長代行がチェンマイ県だけの数字と誤解した可能性もあるからである。仮にチェンマイ県での1935年9月時点での既存サンガ離脱寺院は62ヵ寺であったが、その後に離脱の旗幟を鮮明にした寺院が30ヵ寺近く増加して合計数が90ヵ寺に達したのだとしても、それはチェンマイ県の寺院総数（1935年10月時）937ヵ寺の9.6パーセ

ントに過ぎない。

XI. 内務省主導のシーウィチャイ早期チェンマイ帰還方針がサンガに阻まれる

上述の1936年2月3日の閣議議事録からは、クン・スコンタウィットスクサーコン文部大臣代行の文書をもったチェンマイ県知事とプラ・ドゥンヤターンプリーチャーワイ大臣の両人がサンガを訪問して、シーウィチャイの2月5日チェンマイ帰還を進めることが決まったように読むことができる。しかし、閣議後、内閣書記官長（ディレーク・チャイヤナム次長が代理）は、閣議決定事項として文部大臣代行にサンガとの連絡を命じた。制度上、サンガの管轄者は文部省であるからであろう。

文部大臣には1935年8月1日から人民党海軍派リーダーのシンソククラムチャイが就任していたが、彼は海軍軍令部長（参謀長）を兼任しており弱小タイ海軍の強化のために長期間の海外出張を繰り返していた。シンソククラムチャイ文部大臣が、1935年12月15日から3ヵ月以上に亘る長期のイタリア出張に出た際に、無任所大臣クン・スコンタウィットスクサーコン（1902-1962）が文部大臣代行に任命され（『タイ官報』52巻2810頁、1935年12月15日号）、文部省の責任者を務めた。彼は教員免状をもち、国立学校の教員経験者で、1933年11月の第1回総選挙でサムットサーコーン県から代議士に選出された。彼は人民党員ではないが、1934年9月22日から1937年12月21日までパホン内閣の無任所大臣であり、人民党内閣において、数少ない代議士出身の閣僚であった。

シーウィチャイのバンコク軟禁時の文部省側のトップはクン・スコンタウィットスクサーコン文部大臣代行である。文部省はサンガを管轄しているが、サンガを指揮命令する権限はない。文部大臣代行として彼はサンガと連絡して、政府の方針とサンガの方針の摺り合わせを行ったが、シーウィチャイ処分について最終的な決定権は有しない。決めることができるのは、サンガである。

結論を先に言えば、2月3日の閣議で決まったシーウィチャイのチェンマイ早期帰還方針は、サンガが反対したため、1936年2月5日の閣議で変更された。僅か2日の間に内務省の方針は簡単に覆されることになった。

方針急変の経緯は、1936年2月6日付でクン・スコンタウィットスクサーコン文部大臣代行がパホン首相に宛てた、次の文書から知ることができる。

まず、文部大臣代行が、2月3日夕刻にサンガ大長老会会長に面談して協議したところ、同会長はシーウィチャイを帰還させる前提として、文部省とサンガの間で合意ができる内容の誓約書にシーウィチャイをして署名させることを提案した。

翌2月4日にパーヤップ州サンガ長からの文書が文部大臣代行に送られてきた。その文書には、内閣がシーウィチャイを至急チェンマイに帰還させるという話であるが、シーウィチャイはサンガ統治法及びサンガの規則の下には入りたくない、という書状を提出した、と書かれており、シーウィチャイが提出した書状の写しも同封されていた。

2月4日朝、文部大臣代行は、パーヤップ州サンガ長からの上記の文書を受け取る前にサンガ大長老会会長から同文書と同一の内容を知らされたので、長期出張から帰国し復職したばかりのプリーディー内務大臣を訪ねて協議した。この席にはシープラカート議員も同席した。プリーディー内務大臣の見解は、シーウィチャイがサンガ統治法を遵守できないというのなら、2月3日の閣議で決めたシーウィチャイのチェンマイ帰還は実行不可能である、というものであったので、シープラカート議

員がシーウィチャイを訪ねてサンガ統治法に従うように説得することになった。2月4日午後にシープラカート議員は文部大臣代行を訪ねてきて報告して曰く、シーウィチャイは誤解からサンガ統治法を遵守できないと書いてしまったと言っている、但し、今後サンガ統治法とサンガ規則に新たな項目が追加されると困るので、誓約書にサインするためには内容を明白なものにして欲しいと望んでいる、と。そこで文部大臣代行はシーウィチャイの要望に応じた誓約書案をシープラカートに渡した。しかし、この案ではサンガの了解は得られないかもしれないと付言しておいた。

2月4日午後に文部大臣代行は、内務大臣室でアドゥン警察副局長及びタムロン内務大臣代理に面会し、シーウィチャイがサンガ統治法の遵守を拒否した件を話したところ、アドゥンからパホン首相に会うように勧められた。そこで首相に会い、一切を説明すると、パホン首相からシーウィチャイのチェンマイ帰還は一時的に中止せよ、という指示があった。

その後文部大臣代行はサンガ大長老会会長との面会におもむいた。面会中にシープラカート議員がシーウィチャイの書状（サンガ統治法を遵守できないという前言を取り消し、文部大臣代行がシープラカート議員に渡した誓約案に、もしサンガが合意するならば、シーウィチャイは署名するという主旨）をもたらした。更にパーヤップ州サンガ長も来訪して、同サンガ長が首相に面会したところ、首相はシーウィチャイの帰還は当面中止する、と語ったことをサンガ大長老会会長に説明した。

2月5日の閣議で、文部大臣代行は上記を説明した。閣議は、サンガが追加の公式文書を送付してくるまで、シーウィチャイのチェンマイ帰還は中止する。追加の公文書が到着した場合は、至急閣議で協議することを決めた（NAT So.Ro.0201.10/61 pp. 48-49）。

サンガは2月3日の文部大臣代行の文書にもあるように、チェンマイ県のシーウィチャイ派寺院80ヵ所の処分が完了するまで、シーウィチャイをチェンマイから引き離しておくつもりであったが、政府の方から突如として、シーウィチャイを数日中に帰還させるという話が出てきたので、困ったはずである。

2月3日夕刻に文部大臣代行がサンガ大長老会会長に面会した際、同会長は、サンガと文部省が内容について合意した誓約書に、シーウィチャイが署名するならば、チェンマイに帰還させてよいと発言した。両者合意の誓約書案は直ちに作成され、2月3日夜か2月4日朝にパーヤップ州サンガ長が、誓約書案をシーウィチャイに示して署名を求めたようである。

その時、シーウィチャイの早期帰還に反対のサンガには好都合なことには、シーウィチャイは、サンガ統治法及びサンガ規則を遵守するという誓約案への署名を拒否しただけではなく、拒否する旨の文書を作成してパーヤップ州サンガ長に渡した。

シーウィチャイが、ベンチャマボビット寺のウィハーン・ソムデットを住所として1936年2月4日付けでパーヤップ州サンガ長のプラタムコーサーチャーンに手交した、上記拒否文書の内容は次の通りである。

私にサンガ統治法及びサンガの全規則を遵守させる件に関しては、このことは寺院の管理監督者たちに既に依頼した。一方、私一人については、従来通りの実践を続けさせて欲しい。即ち、私は森林の中に住んで仏道を実践するが、人々が援助を求めてきた建設を援助することは拒まない。私は老齢なので、サンガ統治法及びサンガの規則に従って行動できるかどうかは保証できない。

クルーパー・シーウィチャイの第2回バンコク軟禁（1935年11月-36年5月）の背景、過程及び結末

い。ここに心して申し上げる私の希望を、慈しみを以てお許し頂きたい。生涯を通して私の希望が実践できますように（NAT So.Ro.0201.10/61 p. 55）。

上記シーウィチャイの文書は、北タイに住むシーウィチャイ派の住職達にはサンガ統治法及びサンガ規則に従うように指示するが、シーウィチャイ自身は老人なので従来通りのままで余生を送らせて欲しいというものであった。

シーウィチャイは、バンコクに数名の従僧を伴っており、この文書は彼等に作成させたものであろう。しかし、この文書は即日撤回された。

シーウィチャイの2月4日付拒否文書提出を契機として情勢は急展開し、パホン首相やプリーディー内務大臣という当時の政府の最有力者たちが、シーウィチャイの早期帰還にストップをかけた。これはサンガの思う壺であった。シーウィチャイを数日以内にチェンマイに帰還させるという内務省の方針を知ったサンガ大長老会会長は、直ちにシーウィチャイに誓約書に署名させるという踏み絵を明示した。この企みは、パーヤップ州サンガ長が、上述の第2号声明（1935年12月28日付）などにみるように準備していたものであろう。

NAT ファイル (So.Ro.0201.10/61) 中には、その後サンガが政府に発した追加の公式文書は存在しない。シーウィチャイの帰還には、彼が誓約書に署名するという踏み絵を踏むことが必要条件であるとサンガが定めたので、サンガを指揮命令する権限のない政府には、シーウィチャイが踏み絵を踏むのを待つ以外の選択肢がなかったからであろう。

サンガ中央の最たるエリート官僚僧であるプラタムコーサーチャーンは冷厳であり、シーウィチャイに、誓約書への署名を強要し続けた。

パーヤップ州サンガ長の第3号声明

自坊のベンチャマボピット寺にプラ・シーウィチャイを軟禁して交渉を進めているパーヤップ州サンガ長プラタムコーサーチャーンは1936年2月15日付で、「プラ・シーウィチャイに関する声明第3号」を発表した。第1号、第2号声明は、チェンマイ県知事の名によって発表されたが、第3号はパーヤップ州サンガ長の名で発表された。

第3号声明もシーウィチャイ派に平静を保つことを呼びかけたものである。その理由は、シーウィチャイのバンコク軟禁が3ヵ月半の長きに及んでいるので、シーウィチャイ派の僧侶沙弥及び信者が、シーウィチャイの北タイ帰還を要求して騒動を起こすことを危惧したからであると思われる。

第3号声明の概要は、次の通りである。

サンガ大長老会の長の命により、文部省がプラ・シーウィチャイをバンコクに招いた理由については、チェンマイ県の第1号及び第2号声明によりご存知のことと思う。本声明では第2号声明（1935年12月28日）以後の事情のみをお知らせする。

サンガはプラ・シーウィチャイに理解させるために、様々な方法を用いて努力している。例えば、「シャム国の僧侶は、大小上下を問わず、全て戒律を守るだけではなくサンガ統治法及びサンガの全規則の枠内に収まらなければならない。特権を得ることができる者は誰もいないのだ」

と説明している。そしてあらゆる手段を尽くしてサンガと協調させようとしている。例えば、自坊（ベンチャマボピット寺）で共に誦経しようと誘うと、プラ・シーウィチャイは弟子を二人、三人と参加させている。これで疑念は殆ど解消しつつある。政府と協力してプラ・シーウィチャイを帰郷させるつもりである。残るステップはもう一段だけである。それは、プラ・シーウィチャイがサンガに対して誓約することである。誓約ができれば、疑念は消え帰郷日を即決できる。サンガ大長老会の長は、文部省検討済みの誓約案を私に通知した。私はこの誓約案をプラ・シーウィチャイに理解させるため、一項目毎に説明して聞かせた。平穩に進行して何等の支障も生じないことを願っていたが、残念ながらその期待は裏切られた。プラ・シーウィチャイが、サンガ統治法及びサンガ規則の遵守を保証することはできないという文書を私に提出したからである。しかし、その日のうちに同文書を撤回することを文書で申し出た。ところが信頼できる証拠によると、プラ・シーウィチャイはただ文書を撤回するだけであり、誓約書にサインをする意思はないようなのである。従って、未だプラ・シーウィチャイを信用できないので、帰郷を認めることはできない。プラ・シーウィチャイは依然として誤解しており、誤解したまま帰郷させると、従来の不穩事態が再発することとなろう。プラ・シーウィチャイの帰郷を認めることができるためには、次の3要件を満たすことが必要である。即ち、①プラ・シーウィチャイが誓約書に署名すること、②サンガが安心信頼できるような行動をとること、③チェンマイ・ラムプーン両県のみに限ってプラ・シーウィチャイ派の全僧侶がサンガの下に復帰すること。

プラ・シーウィチャイ派僧侶のサンガ復帰を取り敢えず2県のみ限定した理由は、プラ・シーウィチャイが早期に帰郷できるようにという恩情からである。

僧侶沙弥仏教信者は以上の事実を理解して、事実無根の噂を信じないように。プラ・シーウィチャイとともに善行を積みたいならば、平静を保って静かに待つことである。サンガが上述の3要件が満たされたと見れば、プラ・シーウィチャイを皆さんのもとに帰す。皆さんの方から要求する必要はないのだ（『サンガ公報』24巻1号、1936年4月、24-26頁）。

1936年2月15日の第3号声明のち、シーウィチャイが誓約書に署名したのは同年4月21日、許されてバンコクを発ったのは5月14日である。1936年2月半ばから出発までの3ヵ月間のシーウィチャイの様子を覗うことができる、公表された資料はないようである。仮にサンガの内部資料が保存されており、それが公開されるような日がくれば、シーウィチャイの軟禁6ヵ月余の後半部分が判明するであろうが。

XII. シーウィチャイに誓約書署名を強要、署名後のラムプーン帰還

1936年4月21日にベンチャマボピット寺で、パーヤップ州サンガ長をはじめ4名の立会人の前で、シーウィチャイは次の誓約書（図3）にランナータイ文字で「プラ・シーウィチャイヤー [タイ文字で書けば、พระสีวิไชยา]」とサインした。

誓約書は次の通りである。

私、プラ・シーウチャイはサンガに対し、次のように誓約する。

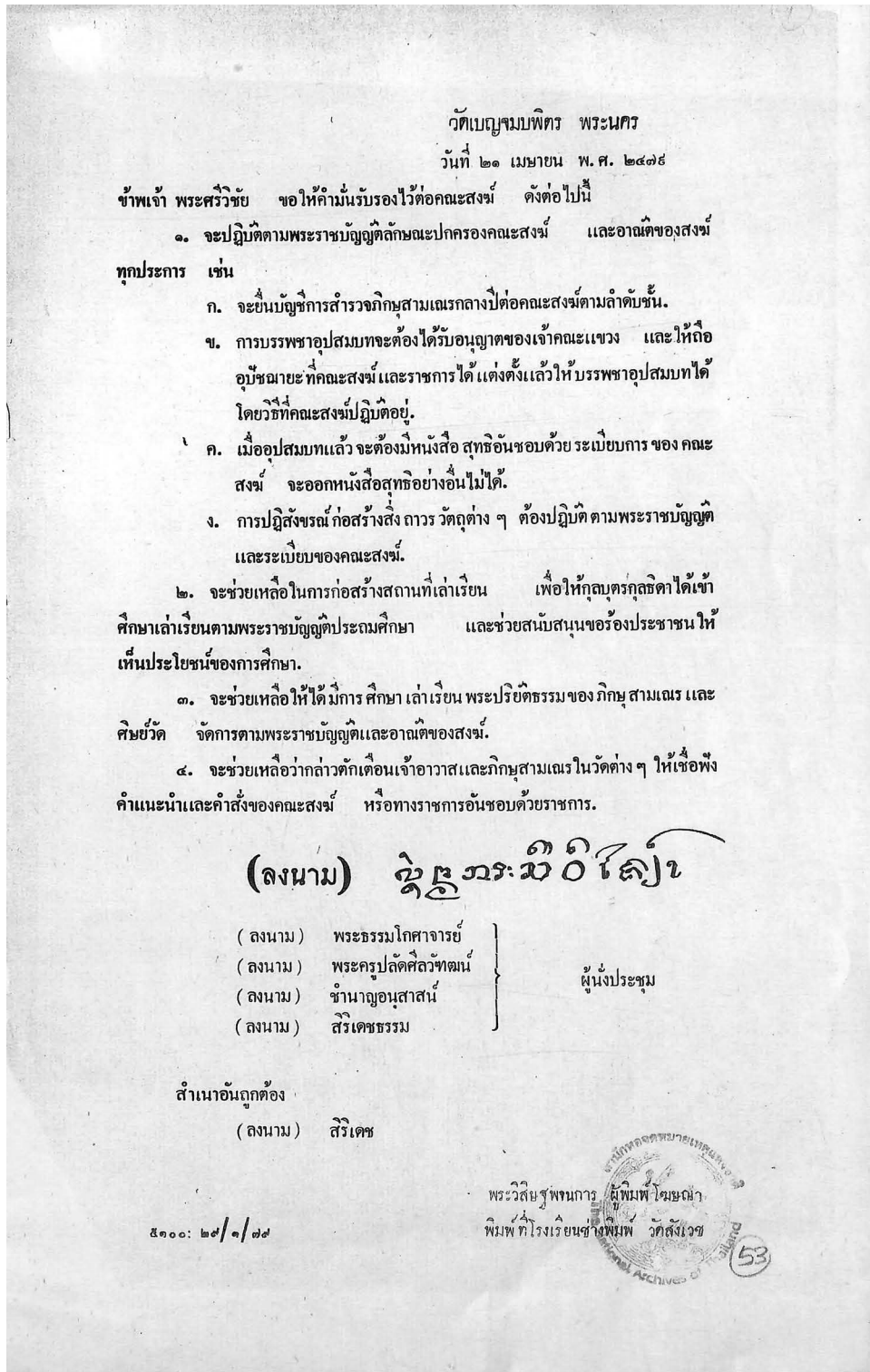


図3 1936年4月21日付けクルーバー・シーウチヤイの既存サンガに対する誓約書（出所：NAT So.Ro.0201.10/61, p. 53）

1. サンガ統治法及びサンガの規則を全て遵守する。例えば
 - a. 年央の比丘沙弥調査リストを提出順序に従ってサンガに提出する。
 - b. 沙弥出家・比丘出家は郡サンガ長の許可を要し、サンガ及び官憲が任命した戒和上により、サンガの実施方法通りに行う。
 - c. 比丘出家の場合は、サンガの規則通りの身分証明書を要し、それ以外の身分証明書を発行することはできない。
 - d. 様々の恒久建造物を修復再建しあるいは建設する場合は、国法とサンガの規則に従う。
2. 男女児童が初等教育法による教育を受けることができるように教育施設を建設することを支援し、且つ人民に教育の効用を理解させるように努める。
3. 比丘沙弥門弟が、国法とサンガの規則に従った三蔵学習を受けられるように支援する
4. 処々の寺院の住職や比丘沙弥に対して、サンガあるいは官憲の正当な指導命令に従うようにアドバイスを与える (NAT So.Ro.0201.10/61, p. 53)。

上記第2項の標準タイ語による民立学校教育と上記第3項のサンガ公定の標準タイ語による三蔵学習とはシーウィチャイ派が嫌悪忌避してきたものであるが、あろうことかシーウィチャイは、それらの促進に協力することを約束させられた。

シーウィチャイは自らの従来の信念と行動を全否定された誓約書に、署名を強いられたのである。署名後の4月29日に、誓約書は5,000部印刷されているので、多分チェンマイ等で配布されたものと思われる。

1936年5月22日付で内閣書記官長は文部大臣に対して、同年5月8日付文部大臣から首相宛の文書を受領したことを通知した。5月8日付の文部大臣から首相宛の文書の内容は次の通りであった。即ち、1936年4月21日にプラ・シーウチャイはサンガへの誓約書に署名した。パーヤップ州サンガ長は、プラ・シーウィチャイにラムプーン県リー郡のバーンパーン寺に止住すること、どこかの県に行く場合には、事前にその県のサンガ長から文書で許可を得ることを命令した。プラ・シーウィチャイは5月13日にバンコクを出発し、翌14日にラムプーン駅に到着予定である (NAT So.Ro.0201.10/61, p. 54)。

『クルンテープ・ワーラサップ』紙の1936年5月13日号は、「サンガは今夜、プラ・シーウィチャイをラムプーンに帰還させる、州サンガ長は行動項目をプラ・シーに通知」という見出しと共に、5月13日18時バンコク発の特急列車で帰還する前に、プラ・シーウィチャイが訪れたタラート・ナンローン地区のプラサートウィタヤー小学校で教員児童らと共に撮った集合写真(写真中の僧侶はシーウィチャイ1名のみ)を掲載した。同紙は、5月9日付でプラタムコーサーチャー(パーヤップ州サンガ長)がクルーパー・シーウィチャイに渡して承知させた文書の内容を報じている。この文書で注目すべき点は、宛名がプラ・シーウィチャイではなく「クルーパー・シーウィチャイ」と書かれていることである。これはパーヤップ州サンガ長の要求を最終的に全て聞き入れたシーウィチャイへの敬意を表したものであろうか。しかし、内容は上記5月8日付文部大臣から首相宛の文書と同一であった。即ち、「クルーパーはリー郡の Ban Pang 寺に住むこと、他所に出向く場合あるいは信者に求められて建設等を行う際は、管轄地域の県サンガ長から事前に公式の許可証を取得し、携

帯すること。これは秩序を維持しクルーパー自身が困ることがないようにするためである」というものであった。パーヤップ州サンガ長は、4月21日付けのシーウィチャイの誓約書ののちに新たな条件を追加したのである。

1936年2月初頭、内務省がシーウィチャイの早期帰還を提案した時の帰還先はチェンマイであった。しかし、同年5月によくかなくなった帰還先はラムプーン県であり、パーヤップ州サンガ長の命令によりラムプーン県から離れることは殆ど不可能となった。シーウィチャイはラムプーン帰還後チェンマイを訪問することはなかったというが、それは自発的な意思決定の結果であると言うことはできないであろう。パーヤップ州サンガ長が、シーウィチャイをチェンマイに返さなかった理由は、シーウィチャイの不在中に弾圧し尽くしたチェンマイのシーウィチャイ派がシーウィチャイの帰還により息を吹き返すことを危惧したためであろう。

シーウィチャイを乗せた特急列車は、予定通り1936年5月14日午後ラムプーン駅に到着した。『シークルン』紙1936年5月19日号2面は「約8000人の人々がプラ・シーウィチャイを迎える。チェンマイ人はチェンマイから運んで来た水を師に注ぐ」の見出しで次のように報じた。

北タイ住民は常にプラ・シーウィチャイの帰還のニュースを待っていた。それで、5月14日にプラ・シーウィチャイがラムプーンに到着した時には、各地から約8,000人もの人々が集まった。それほど広くはない駅は公衆で大混雑し、プラットホームには立錐の余地もなくなった。人々は木の根元や道路沿いにも広がった。多数の自動車も行儀良く列をなした。北タイ住民はプラ・シーウィチャイの無事の帰還に大喜びした。汽車がプラットホームに停まると人々から大音響が起こり、炒り米と花びらが撒布された。ラムプーン旧領主がプラ・シーウィチャイを自動車に乗せてプラタートハリブンチャイ寺に案内した。ここでバイシースークアンの儀式が行われた。多数のチェンマイ人がチェンマイから運んで来た水をプラ・シーウィチャイに注いだ。チェンマイ人はプラ・シーウィチャイの帰還がラムプーン止まりに終わったことを残念がった。5月19日朝7時にプラ・シーウィチャイはラムプーンを自動車に乗って出発し、その後荷台に2列の長椅子（ソーンテーオ）を並べて座席としたトラック8台が続いた。プラ・シーウィチャイは途中で寄進を受ける度に下車したが、それは100ヶ所に上った。寄進物はコメ、金銭で、金銭は大きな灯油缶で受けた。プラ・シーウィチャイはこれらの寄進物を途中の寺々に分け与えた。リー郡のBan Pang 寺の登り口に到着したのは16時である。カレン族や村人1,000人余が出迎えた。彼らは、行列をなしてプラ・シーウィチャイが乗った自動車を寺まで押し上げた。プラ・シーウィチャイは、雨安居中はラムプーンに戻って、ジャーマテーウィー寺に止住する予定である。同寺は古刹だが殆ど崩壊しているので、雨安居中に修復する。修復とラムプーンでの雨安居止住については、ラムプーン旧領主と県サンガ長がプラ・シーウィチャイに許可証を与えて、もしバンコクが罪に問おうとしてもプラ・シーウィチャイは無関係で責任は我々にあると保証した。許可証を得たので、プラ・シーウィチャイは修復を引き受けることにしたのである。ラムプーン県サンガ長〔プラクルー・ウィモンヤーナブラユット、パリアン4段〕は最も能力の高いサンガ長である。プラ・シーウィチャイが、バンコクから戻った直後にラムプーンに止住していた際、多数の寄進者が寺に押しかけて来たので、プラ・シーウィチャイは県サンガ長とその寺

の僧侶を誘って一緒に托鉢を行った。両者の団結一致は称賛に値する。ラムプーン県サンガ長がプラ・シーウィチャイに気を遣うので、プラ・シーウィチャイの方も遠慮して益々親密になった。麓から Ban Pang 寺に上がる時、プラ・シーウィチャイは自分の行列に2名のプラクルー [当時の県サンガ長プラクルー・ウィモンヤーナプラユットと県副サンガ長のプラクルー・ヤーナモンコンと思われる¹⁸] も加わるように誘い、Ban Pang 寺での2プラクルーの宿泊室もプラ・シーウィチャイ自身が整えた。プラ・シーウィチャイがラムプーンに止住している時は、多数の人が集まるので生鮮市場の商品は早々と売り切れてしまう。朝早くに購入しなければならない (『シークルン』1936年5月26日号4面)。

シーウィチャイは、1937年の雨安居はラムプーン市内のジャーマテーウィー寺に在って同寺の修復を実施した。次いでラムプーン県ムアン郡とチェンマイ県ハーンドン郡の間のピン河の架橋に着手した。この橋はシーウィチャイの生存中には完成せず、第2次大戦後になってようやく完成し、シーウィチャイ記念橋と命名された。橋の建設中に痔疾が悪化したシーウィチャイは、ジャーマテーウィー寺に引き揚げて手当を受けた。彼は余命幾何もないことを悟って、Ban Pang 寺に戻った。郷里の寺でシーウィチャイの病状は、更に悪化したため、1938年にラムプーン県サンガ長らが Ban Pang 寺を訪ね、シーウィチャイにラムプーン市内で治療するように願った (『ランナータイの有徳者、クルーバーチャオ・シーウィチャイの歴史』(タイ語)、クルーバーチャオ・シーウィチャイ博物館記念出版、ラムプーン県リー郡シーウィチャイ村 Ban Pang 寺、1994年2月14日、165-175頁)。

1938年9月3日の通常国会において、チェンマイ県選出の代議士であるプラ・シーワラーヌラック (1897?-1975) 議員が文部大臣に次の緊急質問を行った。即ち、「パーヤップ地方の人民多数が崇拝しているプラ・シーウィチャイは病気でラムプーン県に居ると言うが、政府はその病状を把握しているか、政府は治療しようとしたことがあるか、今後専門医を派遣して治療することができるか。もしできない場合は、その理由は何か」、と。これに文部大臣代理のクアン・アパイウォン大臣は、次のように回答した。

大臣「プラ・シーウィチャイは肺病あるいは痔疾で長らく体力が弱っている。ラムプーン県の県知事、旧領主及び県サンガ長が看護に努めてきた。この7月に病状が悪化した。師が住むラムプーン県リー郡の Ban Pang 寺は、ラムプーン市内から遠く離れており看護に不便なので、県知事と県サンガ長は県の公衆衛生担当医師を伴って師を訪問し、市内のジャーマテーウィー寺に移るようお願いした。現在は市内に移って治療を受けており、病状は徐々に改善している。師の治療にはラムプーン旧領主と県知事が全面的に面倒をみている。」

議員「大臣の説明では肺病ということだが、肺病は慢性病である。現在の担当医は公衆衛生局の医師であり専門医ではない。この医師では治癒することは難しいので専門医を派遣できないか。」

大臣「結核であれば、医師が治すことは極めて困難だ。どんな医者を派遣しても治すことは難しい。治療方法は体力を養うやり方であるが、私の見聞では殆どが失敗に終わっている。本当に効果を挙げようとするならスイスに送ることだ。」

¹⁸ 当時のラムプーン県サンガ長、同県副サンガ長の名は、Thalaengkan Khana Song, Lem 23 Phakphiset Chabap 2, 20 Oct. 1935, p. 36 による。

議員「大臣が答弁したことは事実ではないと思う。私の知っている限り、結核に罹った人の大部分は回復して、その後30-40年も生きている。従ってプラ・シーウィチャイのもとに専門医を派遣して治療すればよくなるかも知れない。大臣の話のようにはならない筈だ。」

大臣「もし公人であれば専門医を派遣できるだろう。プラ・シーウィチャイは確かに尊敬されている僧侶の一人ではあるが、これが前例となると、今後専門医を派遣すべき僧侶は大変な数になる。」（『タイ人民代表議会仏暦2481年（通常国会）議事録』第3巻、1240-1241頁及び1256-1259頁）。

上記緊急質問と政府の回答は、『クルンテープ・ワーラサップ』1938年9月6日号4面にも報じられている。

ラムプーン市内のジャーマテーウィー寺に止住して、看護を受けていたシーウィチャイは、1939年1月10日に同寺を発って故郷のBan Pang寺に戻った。

日刊タイ字紙『サヤム・ニコーン（The Siam Nikorn）』1939年1月20日号3面に、「プラ・クルーバー・シーウィチャイ、病状が快方に向かい仕事に着手」という見出しで次の記事が掲載されている。

プラ・クルーバー・シーウィチャイは昨年の雨安居中に肺病が重くなったので、ラムプーン県知事と県サンガ長のプラウィモンヤーナムニーがジャーマテーウィー寺に招いて看護していたが、現在は病状が快方に向かっている。病状がよくなると、プラ・クルーバー・シーウィチャイは、直ちにやりかけていた仕事を再開した。今月10日午前4時ごろ、プラ・クルーバー・シーウィチャイは、ジャーマテーウィー寺を出発し、リー郡のBan Pang寺に向かった。同寺で建設工事を完成させた後、河を渡るシーウィチャイ橋架橋のために再度ジャーマテーウィー寺に戻ってくることにしている。橋は、橋脚部分にコンクリートを流し込むところまでは終わっているのだから、完成を期している。クルーバーがジャーマテーウィー寺を発った日には、プラウィモンヤーナムニー、県知事及び前代議士のブンミー・トゥンカーナーコン [1933年11月-1938年11月ラムプーン県選出代議士] がパークボン [現パーサーン] 郡境まで見送った。

ラムプーン県サンガ長でプラタートハリブンチャイ寺住職のプラクルー・ウィモンヤーナプラユットは、1938年3月1日付でプララーチャーカナ位に昇進し、プラウィモンヤーナムニーという僧爵位を与えられた（『タイ官報』54巻3232頁、1938年3月21日号）。

シーウィチャイ自身の心づもりでは、Ban Pang寺の増築を終えたのち、建設途中のシーウィチャイ橋完成のためにラムプーン市内に戻る予定であったようだが、願いかなわず郷里のBan Pang寺で、1939年2月21日零時5分に入寂した¹⁹。

おわりに

1920年代末から1930年代のタイの既存サンガは、様々な挑戦を受けた。例えば、ナリン・パー

¹⁹ 前出『ランナータイの有徳者、クルーバーチャオ・シーウィチャイの歴史』176-179頁、村嶋英治「北タイのカリスマ僧、クルーバー・シーウィチャイの1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって」『アジア太平洋討究』42号、2021年10月、36-37頁。

シットによる沙弥尼比丘尼出家運動，主に南タイのマハーニカーイ派僧侶によるタムユット派批判とサンガ改革運動など。北タイにおけるシーウィチャイ派の既存サンガからの離脱も，間違いなく既存サンガへの重大な挑戦の一つであった。既存サンガへの批判や不満が噴出していた当時の状況を踏まえて，シーウィチャイ派のサンガ離脱がタイ仏教史にもった意味を説明することができれば，シーウィチャイ研究により広い視野と新たな論点を開くことができるはずである。しかし，本研究では筆者の準備不足により，シーウィチャイ派と既存サンガとの関係に課題を限定せざるを得なかったことは，残念である。

本稿は，クルーバー・シーウィチャイの第2回目のバンコク召喚軟禁（1935年11月-36年5月）の背景，経過及び結末について，資料の出所を明示のうえ，できるだけ詳細に明らかにしようとしたものである。引用した資料中，シークルン紙（The Srikrung Daily News）及びクルンテープ・ワラサップ（Krungdeb Varasab Daily News）紙という両タイ字日刊紙のシーウィチャイに関連する記事の殆どは，既存研究では引用されることがないものと思う。また，シーウィチャイ派による寺院修復再建造の資金規模や同派寺院数がチェンマイ県の寺院総数中に占めた割合などを，具体的な数字で示すことができたことも，本稿の貢献の一つと言えるであろう。

さて，1935年11月初めから翌1936年5月半ばに亘る半年以上もの間，クルーバー・シーウィチャイは既存サンガの主導により，チェンマイから遠く離れたバンコクに召喚されワット・ベンチャマポピットに軟禁された。この間，シーウィチャイがいなくなった北タイ（パーヤップ州）では，既存サンガは，既存サンガから離脱してシーウィチャイを教主として「古来からの習わし」を守ろうとしたシーウィチャイ派の寺院及び出家者を徹底的に弾圧した。また，バンコクのシーウィチャイには，サンガ統治法やサンガの諸規則を遵守するという主旨の誓約書に署名を強要した。これにより，北タイのシーウィチャイ派寺院（チェンマイ県に1935年時存在した937寺院中最大で90寺院がシーウィチャイ派）及び僧侶は消滅させられ，シーウィチャイも完全に手足を縛られ爾後既存サンガから独立した活動は不可能になった。

シーウィチャイ及び彼の門弟たちは，1934年までは既存サンガに属していた。シーウィチャイ派が既存サンガからの独立志向を明白にしたのは，シーウィチャイが建設を発案したドーイステープ自動車道路が完成に近づいた1935年4月前後の時期である。この道路建設において示された北タイ民衆多数のシーウィチャイへの熱狂的傾倒を見て，シーウィチャイ派は既存サンガから離脱して独立することに多大の自信を得たものと思われる。

1932年立憲革命後，政権を握った人民党は，教育普及を主要政策の一つに掲げ，全国各地に Prachaban 学校（国立初等学校）を開設し，標準タイ語による全国画一的教育を実施した。また，サンガによる僧侶沙弥等の教育においても標準タイ語のテキストが使用された。これはバンコクによる，独自のラーナータイ文字と言語をもつ北タイへの文化的侵略であり，強制的タイ化であり，ラーナータイの「古来からの習わし」を重視するシーウィチャイ派の人々には受け入れ難いことであった。

シーウィチャイ派弾圧を冷徹に実行したのは，既存サンガのエリート官僚僧，とりわけ，サンガ大長老会会長ソムデット・プラプッタコーサーチャーン，Somdet Phra Phutthakhosachan（チャローン・ヤーナワロー，Charoen Yanawaro, 1872-1951）及びサンガ大長老会会員兼パーヤップ州サンガ長のプラタムコーサーチャーン，Phrathamkosachan（プロット・キティソーパノー，Plot Kittisoph-

ano, 1889-1962)の二人である。他方、サンガ・エリートのシーウィチャイ派弾圧に、世俗政府はある程度の協力はしたが、サンガほどには強圧的ではなく、シーウィチャイの早期帰還に賛成した。但し、サンガを所轄する文部省はサンガと協議し助言をすることはできるが、サンガを指揮命令する最終的な権限を有していなかった。

サンガにせよ、世俗権力にせよ、彼らのシーウィチャイ派弾圧の根拠は、タイでは信教の自由が認められているが、殊に仏教に関しては、タイ仏教は国王を庇護者とする国家宗教であるので、サンガは単一でなければならないという従来からの原則であろう。

なお、シーウィチャイのバンコク軟禁の後半部分（1936年2月半ばから3ヵ月間）の様相については、資料がなく明らかにすることはできなかった。仮にサンガの内部資料が保存されており、それが公開されるような日がくれば、シーウィチャイ軟禁6ヵ月余の後半部分が判明するであろう。

シーウィチャイ弾圧の中心人物、プラタムコーサーチャーン（プロット・キティソーパノー）は、パリ仏教についての学識に優れサンガ官僚機構内で栄達を遂げ、最後はタイサンガ総管長に任じられたエリート僧である。彼の学識、地位、僧階はシーウィチャイのそれらとは対照的である。シーウィチャイには北タイ民衆の篤い信仰があったが、プラタムコーサーチャーンは、シーウィチャイ及び彼を崇拝する民衆を「愚鈍」であると蔑視し、指導訓練の対象としてしか見ていなかった。

この好対照の二人は、前者の僧房であるワット・ベンチャマボピットで半年ほどを共に過ごし、交渉した。この経験を通して、プラタムコーサーチャーンの仏教理解及び態度に何らかの変化が生じたかどうかは、興味をそそられるテーマである。

また、1930年代に全国画一的な標準タイ語教育とタイ文字普及に貢献したプラチャーバーン学校（国立初等学校）の実態と同学校における僧侶の役割などは、『タイ官報』、タイ語日刊紙等の詳しい記事を用いて、今後解明すべき課題であると思われる。

謝辞：本研究は科研費（研究課題番号 16K02012 及び 19K12486）の助成を受けたものである。